

C

令和 5 年

第 4 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 124 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	5
第 125 号議案	浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について	6
第 126 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	7
第 127 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	8
第 128 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	9
第 129 号議案	当せん金付証票の発売について	11
第 130 号議案	工事請負契約締結について (浜松市浜北文化センター大規模改修工事(建築工事))	12
第 131 号議案	工事請負契約締結について (浜松市浜北文化センター大規模改修工事(電気設備工事))	14
第 132 号議案	工事請負契約締結について (浜松市浜北文化センター大規模改修工事(舞台照明設備工事))	15
第 133 号議案	工事請負契約締結について (令和5年度国県道整備国交付金事業(社資交)(国)152号(浜北天竜BP)道路改良工事(その2))	16
第 134 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車(CD-I型)2台)	18
第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市中部協働センターほか2施設)	19
第 136 号議案	指定管理者の指定について (浜松市市民音楽ホール)	23
第 137 号議案	指定管理者の指定について (浜松市みをつくし文化センターほか2施設)	27

第 138 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北文化センターほか2施設)	31
第 139 号議案	指定管理者の指定について (浜松市雄踏総合体育館ほか2施設)	36
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市サンライフ浜北ほか3施設)	41
第 141 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜体育館ほか3施設)	46
第 142 号議案	指定管理者の指定について (浜松市北部水泳場)	51
第 143 号議案	指定管理者の指定について (浜松市武道館)	57
第 144 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜ボート場ほか3施設)	62
第 145 号議案	指定管理者の指定について (浜松市三ヶ日総合福祉センター、浜松市三ヶ日児童館)	67
第 146 号議案	指定管理者の指定について (浜松市発達医療総合福祉センター)	71
第 147 号議案	指定管理者の指定について (浜松こども館、浜松市立青少年の家)	76
第 148 号議案	指定管理者の指定について (浜松市子育て情報センター)	80
第 149 号議案	指定管理者の指定について (浜松市リハビリテーション病院)	85
第 150 号議案	指定管理者の指定について (浜松市国民宿舎奥浜名湖)	89

第 151 号議案	指定管理者の指定について (浜松市農村環境改善センター)	94
第 152 号議案	指定管理者の指定について (四ツ池公園運動施設)	99
第 153 号議案	指定管理者の指定について (古橋廣之進記念浜松市総合水泳場)	103
第 154 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園 (江之島地区))	107
第 155 号議案	指定管理者の指定について (花川運動公園)	111
第 156 号議案	指定管理者の指定について (美蘭中央公園ほか2施設)	115
第 157 号議案	指定管理者の指定について (万葉の森公園)	119
第 158 号議案	指定管理者の指定について (浜松市春野ふれあい公園)	123
第 159 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立細江図書館ほか2施設)	127

(第 124 号議案の説明資料)

市民生活課

浜松市印鑑条例の一部改正について

(提案理由)

オンラインによる印鑑登録証明書の交付申請に対応するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

署名用電子証明書を利用したスマートフォン等からのオンラインによる印鑑登録証明書の交付申請を可能とするよう、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。

(第 125 号議案の説明資料)

市民協働・地域政策課

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成 18 年浜松市条例第 78 号）の一部改正により、中央区協議会及び浜名区協議会に代表会及び地域分科会を新たに設置することに伴い、当該事務に属する委員に対する報酬額を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 報酬の額（第 2 条）

代表会及び地域分科会の委員は、区協議会の委員のうちから選任され、地域づくりに関する事項について審議することから、次のとおり報酬額を定めるものです。

- (1) 区協議会の代表会委員 日額 5,000 円（代表会の会長 日額 6,000 円）
- (2) 区協議会の地域分科会委員 日額 5,000 円（地域分科会の会長 日額 6,000 円）

2 その他

報酬額の規定に伴う号ずれの対応等、所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。
- 2 浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部を改正する条例（平成 22 年浜松市条例第 12 号）の一部について、所要の整備を行うものです。

(第 126 号議案の説明資料)

予防課

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

高圧ガス保安法の完成検査に認定高度保安実施者が行う完成検査が追加されたことに伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の完成検査の手数料に係る減額対象を追加するものです。

(施行期日等)

この条例は、令和 5 年 12 月 21 日から施行するものです。

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号）の施行に伴う国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正により、出産被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 出産被保険者の保険料の減額（第 2 0 条の 4）

出産被保険者の出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は 3 か月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。

2 出産被保険者に関する届出（第 2 3 条）

産前産後の保険料の減額申請について、定めるものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。

2 改正後の規定は、令和 5 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分の保険料のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

浜松市火災予防条例の一部改正について

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、蓄電池設備の基準を改めるとともに所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準（第13条）

現在は、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いています。今回の改正により、規制の対象となる蓄電池設備を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(キロワット時)を用いて区分することとし、「蓄電池容量が10キロワット時以下のもの」及び「蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」を除いたものとするほか、その他火災予防上必要な措置を追加するものです。

2 火を使用する設備等の設置の届出（第44条）

蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は、届出対象から除くものです。

3 対象火気設備等の離隔距離（別表第3）

厨房設備の離隔距離について、固体燃料を用いた厨房設備（炭火焼き器）の標準的な離隔距離が新たに確立されたため、当該設備の離隔距離を追加するものです。

4 その他

字句の整理など、所要の整備をするものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行するものです。

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の浜松市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(施行期日等4に掲げるものを除く。)(以下「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例によることとするものです。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例によることとするものです。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととするものです。

当せん金付証券の発売について

(提案理由)

当せん金付証券（宝くじ）の発売に関し、当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 6 年度の発売限度額について議決を求めるものです。

(内容)

令和 6 年度当せん金付証券発売の限度額 68 億円（令和 5 年度と同額）

限度額を上回る発売はできないため、発売見込額約 57 億円に売上増加対応分として約 11 億円を加えた 68 億円を限度額とするものです。

令和 6 年度の発売見込が限度額を上回る見込となった場合には、新たに限度額の議決が必要となります。

(第 130 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約締結について（浜松市浜北文化センター大規模改修工事（建築工事））

(提案理由)

浜松市浜北文化センターは、建築後 40 年以上が経過し、機能や性能の劣化がみられます。利用率が高く、興行の誘致、市民への鑑賞機会の提供を図る施設として引き続き高い利用が見込まれることから、長寿命化を図るため大規模改修工事（建築工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市浜北区貴布祢 2 9 1 番地の 1
- ・ 規模・設備等 本館 鉄筋コンクリート造 3 階建
延べ床面積 9, 0 8 0 . 2 3 m²
北館 鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ床面積 9 0 7 . 7 2 m²

(工事期間)

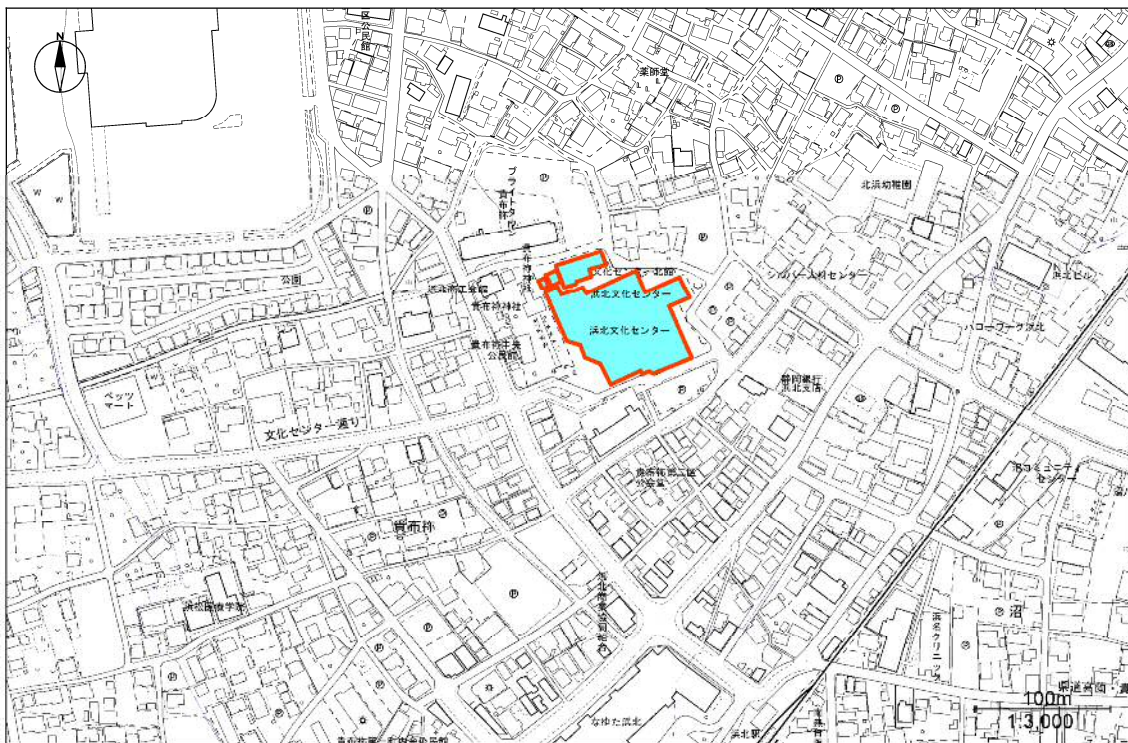
本契約成立の日の翌日から令和 7 年 5 月 3 0 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市浜北文化センター大規模改修工事（建築工事）	大規模改修工事一式 ・大規模改修工事 ・ホール吊り天井落下防止対策工事 ・太陽光発電設備設置工事	1, 381, 600, 000円	制限付一般競争入札 (総合評価方式)	中村組・常盤特定建設工事共同企業体 (代表者) 浜松市中区住吉五丁目22番1号 株式会社中村組 取締役社長 中村 嘉宏 (その他の構成員) 浜松市中区新津町197番地 常盤工業株式会社 代表取締役 市川 浩透

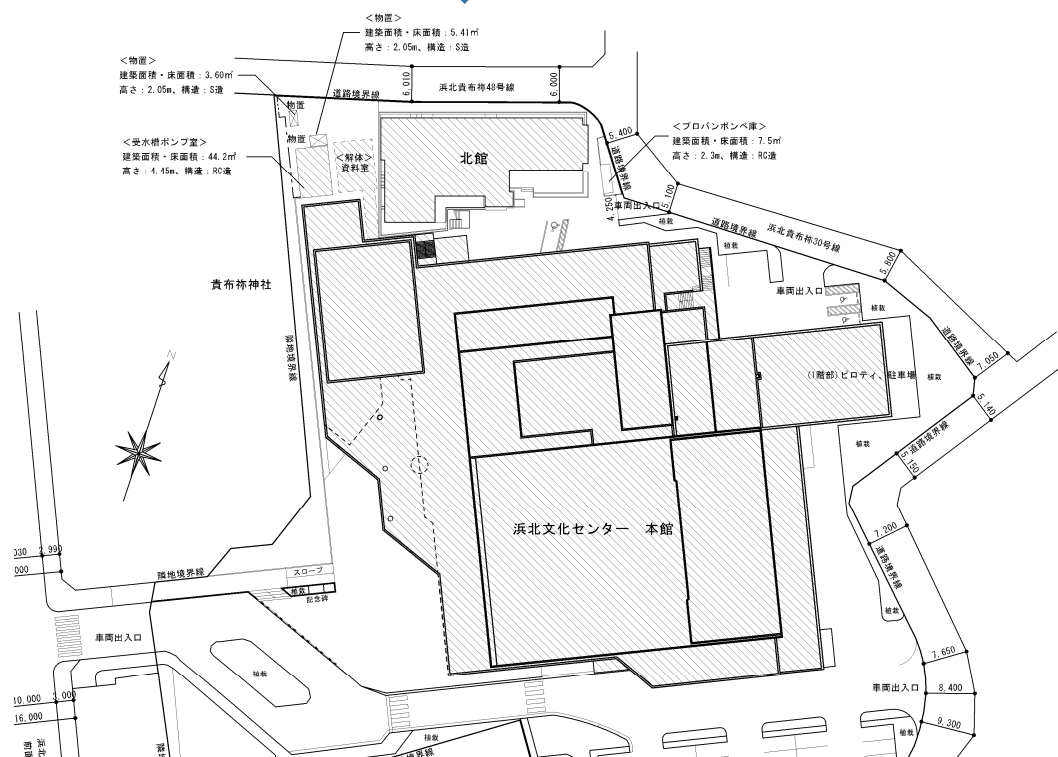
(位置図)

名 称：浜松市浜北文化センター

所在地：浜松市浜北区貴布祢291番地の1



↓ 拡大図



(第 131 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約締結について（浜松市浜北文化センター大規模改修工事（電気設備工事））

(提案理由)

浜松市浜北文化センターは、建築後 40 年以上が経過し、機能や性能の劣化がみられます。利用率が高く、興行の誘致、市民への鑑賞機会の提供を図る施設として引き続き高い利用が見込まれることから、長寿命化を図るため大規模改修工事（電気設備工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市浜北区貴布祢 291 番地の 1
- ・規模・設備等 本館 鉄筋コンクリート造 3 階建
延べ床面積 9,080.23 m²
北館 鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ床面積 907.72 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 7 年 5 月 30 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市浜北文化センター大規模改修工事（電気設備工事）	大規模改修工事に伴う電気設備工事一式 ・建物電気設備工事 ・ホール客席吊り天井電気設備工事 ・太陽光発電設備設置工事 他	842,600,000円	制限付一般競争入札 (総合評価方式)	鈴木・松川特定建設工事共同事業体 (代表者) 浜松市中区萩丘一丁目18番13号 株式会社鈴木電工 代表取締役 後藤 康之 (その他の構成員) 浜松市東区有玉北町65番地の1 松川電気株式会社 代表取締役 小澤 邦比呂

(第 132 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約締結について（浜松市浜北文化センター大規模改修工事（舞台照明設備工事））

(提案理由)

浜松市浜北文化センターは、建築後 40 年以上が経過し、機能や性能の劣化がみられます。利用率が高く、興行の誘致、市民への鑑賞機会の提供を図る施設として引き続き高い利用が見込まれることから、長寿命化を図るため大規模改修工事（舞台照明設備工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市浜北区貴布祢 291 番地の 1
- ・規模・設備等 本館 鉄筋コンクリート造 3 階建
延べ床面積 9,080.23㎡

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 7 年 5 月 30 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市浜北文化センター大規模改修工事（舞台照明設備工事）	大規模改修工事に伴う舞台照明設備工事一式 ・舞台照明器具、ボーターケーブル更新 ・調光盤改修、調光操作卓更新 ・制御信号ケーブル新設、機器持込対応化	517,000,000円	制限付 一般競争 入札	愛知県名古屋市東区武平町五丁目1番地 名古屋栄ビルディング 丸茂電機株式会社 名古屋営業所 所長 田中 徹

工事請負契約締結について (令和 5 年度国県道整備国交付金事業 (社資交)
(国)152 号(浜北天竜 BP)道路改良工事(その 2))

(提案理由)

阿蔵山工業用地と交通結節点である浜松・浜北 I C へのアクセス改善を図り、地域産業の活性化及び雇用創出するため、(国)152 号(浜北天竜 BP)の道路改良工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事概要)

工事箇所 浜松市天竜区二俣町阿蔵 地内

工事内容	施工延長	L =	266.5 m
	掘削(土砂)	V =	47,000 m ³
	残土処理工	V =	89,300 m ³
	植生工	A =	1,560 m ²
	現場吹付法砕工	A =	582 m ²

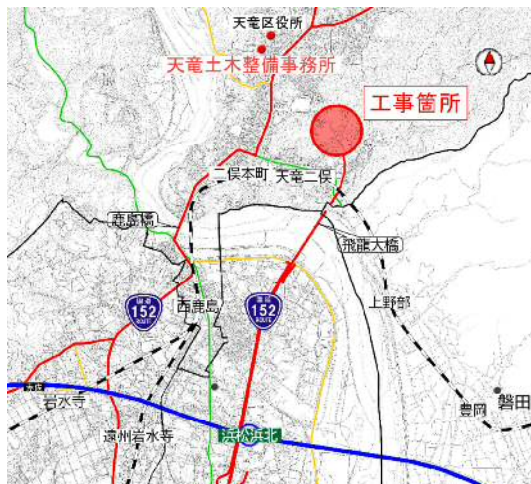
(工事期間)

契約成立の日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和5年度国県道整備国交付金事業(社資交) (国)152号(浜北天竜BP)道路改良工事(その2)	施工延長 L= 266.5m 掘削(土砂) V=47,000m ³ 残土処理工 V=89,300m ³ 植生工 A= 1,560m ² 現場吹付法砕工 A= 582m ²	742,500,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	須山・天龍土建特定建設 工事共同企業体 (代表者) 浜松市中区布橋二丁目6 番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 (その他の構成員) 浜松市天竜区二俣町二 俣1382番地の2 天龍土建工業株式会社 代表取締役 長谷川 智彦

○工事概要図(国)152号(浜北天竜BP)道路改良工事(その2)

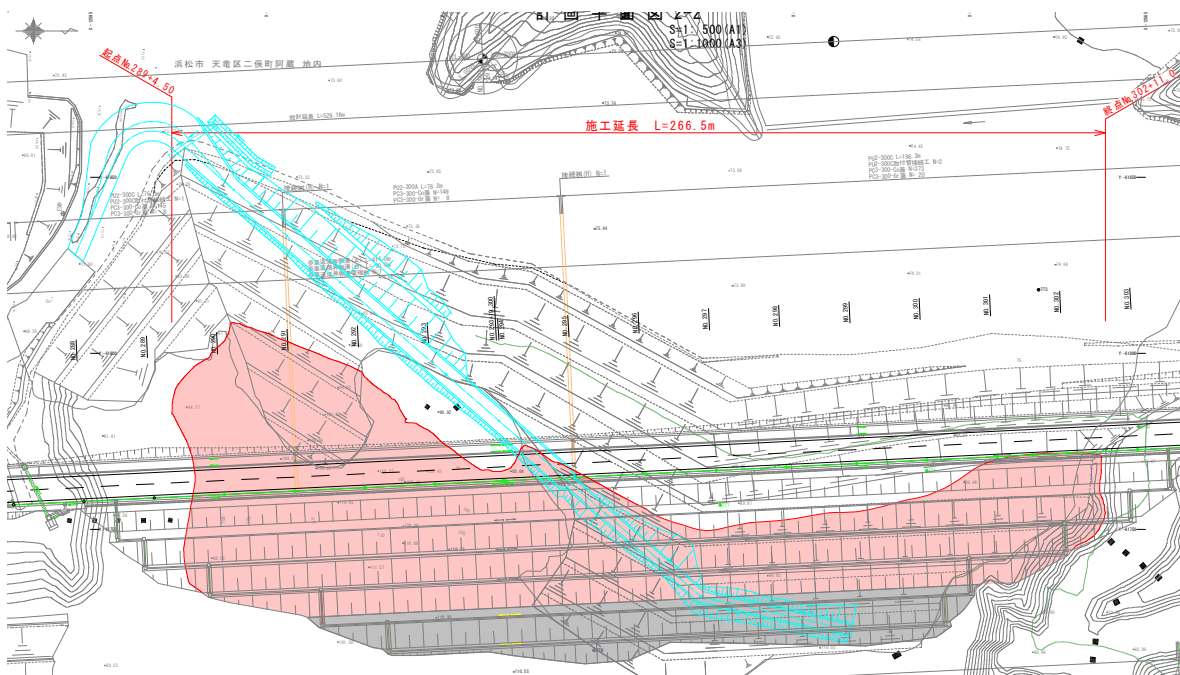
[位置図]



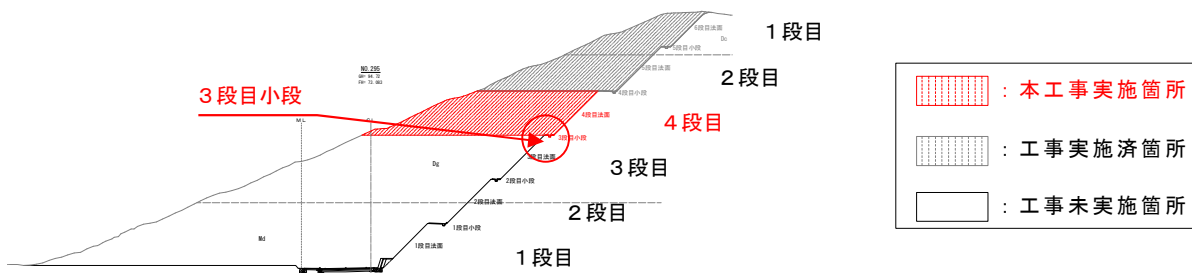
[周辺拡大図]



[計画平面図]



[標準横断面図]



※過年度工事において、4段目小段までの施工が完了。

本工事は、4段目法面、3段目小段の施工を実施。

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I 型）2 台）

（提案理由）

本案件は、浜松市消防団（第 3 分団及び第 2 2 分団）に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I 型）2 台について、消防局の非常備車両更新計画に基づき、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け、車両更新のため消防ポンプ自動車 2 台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
消防ポンプ 自動車 （CD-I 型）2 台	・シャシ 3 トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・標準艀装 ・付属品	49,500,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市東区和田町 701番地 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

指定管理者の指定について（浜松市中部協働センターほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市中部協働センターほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中区早馬町 2 番地の 1	浜松市中部協働センター
浜松市中区早馬町 2 番地の 1	浜松市文化コミュニティセンター
浜松市中区早馬町 2 番地の 1	浜松文芸館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 花井 和徳

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市文化振興財団

- ・設 立：平成 5 年 7 月 21 日
- ・基本財産：21 億 3,976 万円
- ・設立目的：芸術及び文化（以下「芸術文化」という。）の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして市民文化向上及び地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること。
②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること。
③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること。
④芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
⑤地域社会の活性化に資する事業の実施に関すること。

- ⑥浜松市の行う芸術文化事業の受託及び協力に関すること。
- ⑦芸術文化活動拠点の整備及び運営に関すること。
- ⑧芸術文化資源の調査、保存、活用及び継承に関すること。
- ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 公益財団法人浜松市文化振興財団（候補者）
(3) 選定会議	<p>中区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：小松 靖弘（浜松市中区長）</p> <p>副委員長：小田切 峰二（浜松市中区副区長）</p> <p>委員：田中 徳治（中区まちづくり推進課長）</p> <p>委員：山本 武（第三者委員＝企業経営者）</p> <p>委員：稲垣 佐登史（第三者委員＝中区自治会連合会監事）</p> <p>委員：藤原 孝行（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月5日（火）</p> <p style="text-align: center;">13時00分～13時55分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p style="text-align: center;">令和5年9月5日（火）実施</p>
(4) 選定理由	<p>以下の観点から当団体の提案を評価し、指定管理者の候補として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当団体の施設運営方針が、浜松市未来ビジョンにおいて都市の将来像に掲げる“市民協働で築く「未来へ輝く創造都市・浜松」”に合致している。 ・これまでの指定期間において、安定した施設の運営実績が認められる。 ・次世代を担う人材の獲得や交流の活性化を意識し、未来を見据えた施設の有効活用を図ろうとしている。 ・クリエイト・マルシェやクリエイト・カフェなど、地域の産業や地元自治会との連携による具体的な取組が提案されている。 ・平時における館内の安全管理の徹底及び緊急時における対応が明確に示されている。

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市文化振興財団													
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・クリエート浜松 ①音楽やダンス、アートなど多彩で幅広い年代の市民文化活動を支援 ②異なるジャンルや分野をつなぎ新たな展開を促す市民文化の創造拠点としての運営 ③館内の他機関との連携による社会課題に向けた文化的視点からの取り組み ④市民の文化活動・生涯学習の場として地域と連携し地域に開かれた施設運営 ⑤安全・快適に誰もが利用できる信頼性の高い施設運営 ・浜松文芸館 ①浜松ゆかりの文芸人を紹介するわかりやすい展示と多様な講座・講演会の開催 ②文芸を愛する人々のつながりを深め、新たな文芸愛好者を増やす ③すべての世代に愛される文芸館として、文芸を次の世代へつなぐ ④クリエート浜松と一体となったコミュニティ施設としての施設運営 												
提案金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(令和6年度)</td> <td style="text-align: right;">110,570,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td style="text-align: right;">111,150,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td style="text-align: right;">111,950,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td style="text-align: right;">112,760,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和10年度)</td> <td style="text-align: right;">113,570,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">560,000,000円</td> </tr> </table>	(令和6年度)	110,570,000円	(令和7年度)	111,150,000円	(令和8年度)	111,950,000円	(令和9年度)	112,760,000円	(令和10年度)	113,570,000円	合計	560,000,000円
(令和6年度)	110,570,000円												
(令和7年度)	111,150,000円												
(令和8年度)	111,950,000円												
(令和9年度)	112,760,000円												
(令和10年度)	113,570,000円												
合計	560,000,000円												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ①当団体の施設運営方針が、浜松市未来ビジョンにおいて都市の将来像に掲げる“市民協働で築く「未来へ輝く創造都市・浜松」”に合致している。 ②これまでの指定期間において、安定した施設の運営実績が認められる。 ③次世代を担う人材の獲得や交流の活性化を意識し、未来を見据えた施設の有効活用を図ろうとしている。 ④クリエート・マルシェやクリエート・カフェなど、地域の産業や地元自治会との連携による具体的な取組が提案されている。 ⑤平時における館内の安全管理の徹底及び緊急時における対応が明確に示されている。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			公益財団法人 浜松市文化振興財団
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点5.5点以上） 小計	10	8.5
	（1）施設の性格や目的の理解	5	4.4
	（2）提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.1
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点26.4点以上） 小計	48	37.6
	（1）事業の具体的取組み方（機能性）	8	6.8
	（2）施設の運営体制・職員の配置 （責任性・実行性）	7	5.3
	（3）適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.8
	（4）安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	5.4
	（5）市民サービスの向上（独創性）	8	6.0
	（6）環境・地域等への配慮（社会貢献）	6	4.5
	（7）平等利用（平等性）	6	4.8
3	指定管理者に関する項目（合格点9.4点以上） 小計	17	14.3
	（1）団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.8
	（2）施設の運営実績（団体の能力）	6	5.4
	（3）団体の地域貢献（地域の活性化）	5	4.1
4	活動拠点に関する項目 小計	4	3.0
	（1）浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
	（2）各種認定等の有無	1	0.0
5	指定管理料に関する項目（1）（合格点5.0点以上） 小計	9	6.1
	収支計画の妥当性	9	6.1
6	指定管理料に関する項目（2） 小計	12	0.0
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	12	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			2.1
合計		100	71.6

指定管理者の指定について（浜松市市民音楽ホール）

(提案理由)

浜松市市民音楽ホールの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市北区新都田三丁目 2 番 1 号

名 称：浜松市市民音楽ホール

2 指定管理者

所在地：浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 花井 和徳

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市文化振興財団

- ・設 立：平成 5 年 7 月 21 日
- ・基本財産：21 億 3,976 万円
- ・設立目的：芸術及び文化（以下「芸術文化」という。）の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして市民文化向上及び地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること
②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること
③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること
④芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること
⑤地域社会の活性化に資する事業の実施に関すること
⑥浜松市の行う芸術文化事業の受託及び協力に関すること
⑦芸術文化活動拠点の整備及び運営に関すること
⑧芸術文化資源の調査、保存、活用及び継承に関すること
⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市文化振興財団（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>部 会 長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長</p> <p>副部会長：鈴木 三男 浜松市市民部次長</p> <p>委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長</p> <p>委員：平田 隆 浜松市文化財課長</p> <p>委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長</p> <p>委員：A（第三者委員＝運営面）</p> <p>委員：B（第三者委員＝利用面）</p> <p>委員：C（第三者委員＝利用面）</p> <p>委員：D（第三者委員＝経営面）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月14日（木） 午後1時～午後3時30分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月14日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として施設の設置目的や基本方針を十分理解し、これまでの豊富な経験、実績、ノウハウ、人脈を活かした提案がなされている。 ・施設の特性を捉えた指定事業の提案がされ、その提案が市の施策に沿ったものである。 ・長年の芸術文化活動を通じて得た多くの個人・団体・学校・企業との事業連携が期待でき、団体の運営体制や運営実績も申し分ない。 <p>以上の点を評価し、公益財団法人浜松市文化振興財団を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市文化振興財団	
提案概要	<p>①市民音楽ホールや浜松市文化振興財団の事業・ネットワークから輩出された市民が次の世代の育成に携わる、人材育成の循環システムを構築する。</p> <p>②市民による文化活動を支援し、創造的・文化的活動の芽を育てるとともに、音楽をはじめとした多様な文化と人との出逢い・交流の場を創出する。</p> <p>③長年の芸術文化活動を通して培った経験・実績・人脈を活かした、効果的な施設運営を行う。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 94,110,000円</p> <p>(令和7年度) 94,110,000円</p> <p>(令和8年度) 94,110,000円</p> <p>合計 <u>282,330,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的や、浜松市文化振興ビジョンに掲げる施設が担う役割を理解したうえで、現指定管理者である経験や実績を活かした提案がなされている。 ・学校部活動の地域移行化も見据え、小学生から中高生まで子どもたちの文化活動の機会を提供すること、幅広い世代や多彩な分野の市民が集い、各世代の育成事業に携わっていくこと等の提案がなされ、人材育成の循環システムの構築が期待できる。 ・市民発案の文化活動の伴走支援、市域の大学との連携による幼児から高齢者まで様々な世代を対象としたワークショップの実施等の提案がなされ、利用者が主体となった活動の活性化が期待できる。 ・浜松市内における個人・団体・学校・企業と連携しつつ、音楽をはじめとした多様な市民活動の支援の提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市文化振興財団
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.3
小 計	6	4.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 26.95 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	6	4.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置	6	4.4
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.4
(4) 安全管理・緊急時への対応	5	3.3
(5) 市民サービスの向上	16	12.0
(6) 環境・地域等への配慮	6	3.9
(7) 平等利用	5	3.2
小 計	49	34.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.8 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	5	3.6
(2) 施設の運営実績	6	4.7
(3) 団体の地域貢献	5	3.8
小 計	16	12.1
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.6
小 計	4	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.2
小 計	10	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0
小 計	15	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.5
合 計	100	63.8

指定管理者の指定について（浜松市みをつくし文化センターほか2施設）

(提案理由)

浜松市みをつくし文化センターほか2施設の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市北区細江町気賀369番地	浜松市みをつくし文化センター
浜松市北区細江町気賀369番地	浜松市細江農業就業改善センター
浜松市北区引佐町井伊谷248番地の186	浜松市引佐多目的研修センター

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町708番地の1

名 称：東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

東海ビル管理株式会社

- ・設 立：昭和53年9月1日
- ・資 本 金：1,000万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：
 - ① ビルディング、その他建造物の清掃管理業務
 - ② ビルディング、その他建造物の設備の施工、保全、保守、管理業務
 - ③ エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベトナムメイク、管理業務
 - ④ 硝子清掃等高架作業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・東海ビル管理株式会社（候補者）
(3) 選定会議	<p>北区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：堤 信弘（浜松市北区長）</p> <p>副委員長：豊田 周一（浜松市北区副区長）</p> <p>委員：佐藤 卓（浜松市北区まちづくり推進課長）</p> <p>委員：山本 隆久（浜松市北区社会福祉課長）</p> <p>委員：竹下 一志（第三者委員＝元小学校長、民生・児童委員）</p> <p>委員：河村 壽子（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長）</p> <p>委員：吉武 久子（第三者委員＝施設利用者）</p> <p>委員：土屋 隆裕（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和5年9月7日（木） 午後1時10分～午後3時45分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月7日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ、現指定管理者である東海ビル管理株式会社1者から応募があり、北区指定管理者選定会議で選定した。 ・現指定管理者として施設の性格や設置目的を十分理解した上で、利用者及び施設の安全を考慮した施設管理体制が提案されており、安定した施設運営が期待できる。 ・現在の施設運営実績や社会情勢に基づき、現実的かつ適切な管理計画を提案している。 ・利用者の利便性や満足度を高めるための具体的な取組を提案している。 ・自主事業等において、地域との連携に積極的に取り組んでおり、地域の活性化を促すと共に、施設利用の活性化も期待できる。 <p>以上により、東海ビル管理株式会社を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

東海ビル管理株式会社	
提案概要	<p>①文化振興の場・文化の中心地として市民の皆様に愛される活力ある施設づくりを目指す。</p> <p>②施設の管理を行うにあたり、安全・安心、効率・効果、公平・平等、協働・共生の4つの基本コンセプトを持って魅力のある施設の創造を目指す。</p> <p>③効果的なPRを行い、施設利用の促進に努める。</p> <p>④地域・企業・官民と連携し、市民の方が生涯学習へ取り組む第一歩となるような自主事業を実施する。</p>
提案金額	<p>指定管理料</p> <p>(令和6年度) 42,068,000円</p> <p>(令和7年度) 43,226,000円</p> <p>(令和8年度) 41,400,000円</p> <p>(令和9年度) 41,436,000円</p> <p>(令和10年度) 41,472,000円</p> <p>合計 <u>209,602,000円</u></p>
評価内容	<p>①現指定管理者として施設の性格や設置目的を十分理解した上で、利用者及び施設の安全を考慮した施設管理体制が提案されており、安定した施設運営が期待できる。</p> <p>②現在の施設運営実績や社会情勢に基づき、現実的かつ適切な管理計画を提案している。</p> <p>③利用者の利便性や満足度などを高めるための具体的な取組を提案している。</p> <p>④自主事業等において、地域との連携に積極的に取り組んでおり、地域の活性化を促すと共に、施設利用の活性化が期待できる。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		東海ビル管理 株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点3.85点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3.0	2.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4.0	3.4
小計	7.0	6.0
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点29.15点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）	5.0	4.2
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8.0	6.2
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	7.0	5.3
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7.0	5.7
(5) 市民サービスの向上・利用促進（利用満足度）	9.0	7.7
(6) 自主事業（独創性）	10.0	8.1
(7) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	4.0	2.9
(8) 平等利用（平等性）	3.0	2.3
小計	53.0	42.4
3 指定管理者に関する項目（合格点9.9点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5.0	4.3
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5.0	4.4
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8.0	6.5
小計	18.0	15.2
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3.0	3.0
(2) 各種認定等の有無	1.0	1.0
小計	4.0	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点4.4点以上）		
収支計画の妥当性	8.0	4.4
小計	8.0	4.4
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10.0	0.0
小計	10.0	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.8
合計		73.8

指定管理者の指定について（浜松市浜北文化センターほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市浜北文化センターほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市浜北区貴布祢 2 9 1 番地の 1	浜松市浜北文化センター
浜松市浜北区貴布祢 2 9 1 番地の 1	浜松市・市民ミュージアム浜北
浜松市浜北区貴布祢 3 0 0 0 番地	浜松市なゆた・浜北

2 指定管理者

所在地：浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1

名 称：浜松市文化振興財団・なゆた浜北共同事業体

(代表者) 浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1

公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 花井 和徳

(構成員) 浜松市浜北区貴布祢 3 0 0 0 番地

株式会社なゆた浜北 代表取締役 長田 繁喜

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

文化事業や生涯学習事業の企画力と文化施設の運営実績がある代表法人と、複合施設の管理運営能力に実績のある会社との共同事業体において、これらの能力を掛け合わせるにより、スケールメリットを活かした効果的・効率的・安全安心な指定管理を展開することで、施設の効用を最大限に発揮するため。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市文化振興財団</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成5年7月21日・ 基本財産：21億3,976万円・ 設立目的：芸術及び文化の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして、市民文化向上及び地域社会の活性化に資するため。次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること。 ②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること。 ③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること。 ④芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。 ⑤地域社会の活性化に資する事業の実施に関すること。 ⑥浜松市の行う芸術文化事業の受託及び協力に関すること。 ⑦芸術文化活動拠点の整備及び運営に関すること。 ⑧芸術文化資源の調査、保存、活用及び継承に関すること。ほか
構成員	<p><u>株式会社なゆた浜北</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成11年11月4日・ 設立目的：旧浜北市が浜北駅前に建設した再開発ビル（公共公益施設、商業施設及び住宅を主用途とした複合ビル）「なゆた・浜北」の総合管理運営事業と市から取得した商業床の賃貸事業を行うため。・ 事業内容：①浜北駅前再開発ビル並びにその付帯設備の管理及び運営 ②不動産売買、賃貸、仲介、管理、保有並びに運用 ③駐車場の管理及び運営 ④店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導 ⑤浜松市の設置する公共施設の管理、運営に関する受託業務 ⑥たばこ、飲食料品等の販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・浜松市文化振興財団・なゆた浜北共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	<p>浜北区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：中村公彦 浜松市浜北区長</p> <p>副委員長：金原由直 浜松市浜北区副区長</p> <p>委員：山本佳弘 浜松市浜北区まちづくり推進課長</p> <p>委員：A（第三者委員＝運営面）</p> <p>委員：B（第三者委員＝利用面）</p> <p>委員：C（第三者委員＝経営面）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月6日（水）</p> <p>午後1時30分～午後3時30分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p>令和5年9月6日（水）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や目的を理解した基本方針及び事業提案であり、提案内容が市の施策に沿った内容であった。 ・事業提案のなかでは、事業の具体的な取り組み方として、浜北文化センター、市民ミュージアム浜北については、工事後のリニューアルオープンへ向けた取り組み、なゆた・浜北については、副都心のにぎわい創出と地域文化活動の継続支援を図る取り組みが充実した内容であった。 ・共同事業体それぞれの施設運営実績も十分にあり、文化団体に限らず各種関係団体や地域との連携や交流を積極的に取り組む姿勢が認められた。 ・これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

浜松市文化振興財団・なゆた浜北共同事業体	
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市の副都心として、にぎわい創出と地域文化活動の継続支援を実施する。 ・リニューアル後に向けた新たな利用者の獲得、地域における市民文化活動の継続に向けた支援、指定管理者としての改修工事への協力を行う。 ・市民文化団体の日頃の成果発表の機会創出と団体間の交流促進、誘客イベントの開催によるにぎわいの創出、オープンスペースを活用した活気ある地域づくりを行う。 ・共同事業体のメリットを生かして広報戦略を行う。
提案金額	(令和6年度) 59,416,000 円 合計 <u>59,416,000 円</u>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浜北文化センターの大規模改修工事による休館期間中というなかで、地域における市民文化活動の継続に向けた支援を共同事業体として取り組む姿勢が提案されている。 ・なゆた・浜北では、浜北駅前のにぎわい創出に向けた、誘客イベントの開催、オープンスペースを活用した地域づくりを積極的に展開する提案内容が見受けられ、文化センターの休館中を代替する取り組み姿勢が評価できる。 ・浜北文化センターの代替施設として、なゆた・浜北の施設を大いに活用していただくため、両者連携による広報活動が取り組まれることを期待する。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		浜松市文化振興 財団・なゆた浜北 共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.3
小 計	8	6.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点24.2点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	6	4.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置	7	5.5
(3) 適正な管理・モニタリング	6	4.7
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.4
(5) 市民サービスの向上	7	4.9
(6) 環境・地域等への配慮	6	4.4
(7) 平等利用	6	4.4
小 計	44	33.1
3 指定管理者に関する項目（合格点7.7点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	5	4.5
(2) 施設の運営実績	5	4.3
(3) 団体の地域貢献	4	3.3
小 計	14	12.1
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.0
小 計	4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.0
小 計	10	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	0.0
小 計	20	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		3.0
合 計	100	64.8

指定管理者の指定について（浜松市雄踏総合体育館ほか2施設）

(提案理由)

浜松市雄踏総合体育館ほか2施設の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市西区雄踏町宇布見9981番地の1	浜松市雄踏総合体育館
浜松市西区馬郡町3785番地の1	浜松市馬郡運動広場
浜松市西区雄踏町宇布見9611番地の2	浜松市雄踏グラウンド

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町808番地の1

名称：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

（代表者）浜松市東区和田町808番地の1

公益財団法人浜松市スポーツ協会 会長 大坪 豊生

（構成員）浜松市東区和田町708番地の1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

（構成員）大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号

ミズノスポーツサービス株式会社 代表取締役 薬師寺 洋彰

（構成員）東京都台東区東上野四丁目8番1号

株式会社理研グリーン 代表取締役 篠原 卓朗

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

民間のノウハウを活用して、地域の振興・活性化、ニーズに合った市民サービスの提供及び効率的なコスト縮減を実現するため。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市スポーツ協会</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和55年3月26日・ 基本財産：331,692,036円・ 設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与することを目的とする。・ 事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること ③競技力の向上に関すること ほか
構成員	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和53年9月1日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベットのメイク、管理業務 ほか
構成員	<p><u>ミズノスポーツサービス株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成元年4月1日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①スポーツ施設・飲食店の経営及び管理業 ②スポーツウェア・用品・用具の販売及び輸出入 ③清涼飲料水、レトルト食品、食料品、調味料の販売 ほか
構成員	<p><u>株式会社理研グリーン</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和32年6月1日・ 資 本 金：11億242万円8000円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①農業、産業用薬剤、医薬品、動物用医薬品、肥料、飼料、飼料添加物、農業用機械器具及びその他の農業用資材の製造、販売並びに輸出入 ②高圧ガス、化学工業薬品等の製造、販売並びに輸出入 ③加工食品、健康食品の製造並びに販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>西区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：仲井 英之 浜松市西区長</p> <p>副委員長：鈴木 克尚 浜松市西区副区長</p> <p>委員：鈴木 一有 浜松市西区まちづくり推進課長</p> <p>委員：鈴木 孝治 浜松市西区長寿保険課長</p> <p>委員：村田 和彦（第三者委員＝元公益財団法人理事）</p> <p>委員：鈴木 年訓（第三者委員＝施設利用者）</p> <p>委員：伊藤 達彦（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月6日（水）</p> <p>午前10時～午前11時45分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p>令和5年9月6日（水）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・西区内で指定管理施設を管理運営している実績と広域的な運営が可能なスケールメリットが評価された。 ・これまでの経験や実績を活かした提案に加え、市民のスポーツ活動や地域活性化の新たなニーズにも対応した提案がなされ、市のスポーツ振興に寄与することが期待できる。 ・インクルーシブスポーツ振興に対する積極的な提案が評価された。 ・多彩で積極的な自主事業の展開が期待できる。 ・これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ									
提案概要	<p>①浜松市スポーツ推進計画を基に浜松市の施策に沿ったスポーツ振興に寄与していく。</p> <p>②これまでの実績を踏まえた上で、市民のスポーツ活動や地域活性化の新たなニーズにも対応した市民サービスや地域貢献を実施する。</p> <p>③多彩で利用者ニーズを捉えた自主事業を展開し、市民のスポーツ活動振興に寄与していく。</p> <p>④インクルーシブスポーツの振興を重視し、様々な取り組みを通じてインクルーシブスポーツの浸透を図る。</p>								
提案金額	<table> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>24,220,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>24,090,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>24,440,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>72,750,000円</u></td> </tr> </table>	(令和6年度)	24,220,000円	(令和7年度)	24,090,000円	(令和8年度)	24,440,000円	合計	<u>72,750,000円</u>
(令和6年度)	24,220,000円								
(令和7年度)	24,090,000円								
(令和8年度)	24,440,000円								
合計	<u>72,750,000円</u>								
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性格や設置目的を十分に理解し、特に市民のスポーツ活動のすそ野を広げるための自主事業や、社会の新たなニーズに対応した市民サービスや地域貢献など具体的な提案がされている。 現指定管理者としてこれまでの経験・実績を活かした提案となっており、今後も安定した施設運営が期待できる。 西区内で指定管理施設を管理運営している実績と広域的な運営が可能なスケールメリットは高く評価できる。 インクルーシブスポーツ振興を生涯スポーツ社会の実現の一環として捉え、多様かつ啓発的な提案をしており、インクルーシブスポーツの浸透につながる事が期待できる。 								

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.5
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.6
小 計	6	5.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	9	7.5
(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.9
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.7
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.6
(5) 市民サービスの向上	10	8.5
(6) 障がいの有無や年齢、性別を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	3.8
(7) 環境・地域等への配慮	5	4.4
(8) 平等利用	2	1.6
(9) 自主事業	5	4.5
小 計	52	42.5
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.8
(2) 施設の運営実績	6	4.7
(3) 団体の地域貢献	6	5.1
小 計	18	14.6
4 活動拠点に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.5
小 計	4	3.5
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.0
小 計	10	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.0
小 計	10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		2.2
合 計	100	74.9

指定管理者の指定について（浜松市サンライフ浜北ほか3施設）

(提案理由)

浜松市サンライフ浜北ほか3施設の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市浜北区竜南27番地	浜松市サンライフ浜北
浜松市浜北区竜南26番地	浜松市浜北武道館
浜松市浜北区高菌221番地	浜松市高菌ゲートボール場
浜松市浜北区西美菌29番地	浜松市浜北体育館

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町808番地の1

名称：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

（代表者）浜松市東区和田町808番地の1

公益財団法人浜松市スポーツ協会

会長 大坪 豊生

（構成員）東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4

三幸株式会社

代表取締役 橋本 有史

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

現指定管理者であり、引き続きグループを編成することにより、専門的知識や今までのノウハウを活かした効率的・効果的な管理運営を行い、より質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市スポーツ協会</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和55年3月26日・ 基本財産：331,692,036円・ 設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与するため。・ 事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること ③競技力の向上に関すること ④市民の健康・体力づくりに関すること ⑤各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること ほか
構成員	<p><u>三幸株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和30年4月22日・ 資 本 金：1億円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング ②建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負 ③造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等に屋根施設の清掃業務 ④建物の区分所有等に関する法律の基づく管理者業務 ⑤浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	浜北区指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：中村公彦 浜松市浜北区長 副委員長：金原由直 浜松市浜北区副区長 委員：山本佳弘 浜松市浜北区まちづくり推進課長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和5年9月1日（金）午前9時30分～午前10時50分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月1日（金）実施
(4) 選定理由	施設の設置目的や特性を踏まえ、共同事業体それぞれの強みを生かした事業提案であることが評価され、指定管理者として適任であると認め選定した。

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ													
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ①P D C A マネジメントサイクルによる業務改善 ②施設リーダーを中心としたスムーズな管理運営 ③障がいの有無や年齢、性別等を問わない、インクルーシブスポーツの振興 ④多種多様なスポーツ教室やスポーツイベントの開催 												
提案金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(令和6年度)</td> <td style="text-align: right;">27,130,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td style="text-align: right;">27,130,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td style="text-align: right;">27,130,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td style="text-align: right;">27,130,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和10年度)</td> <td style="text-align: right;">27,130,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">135,650,000円</td> </tr> </table>	(令和6年度)	27,130,000円	(令和7年度)	27,130,000円	(令和8年度)	27,130,000円	(令和9年度)	27,130,000円	(令和10年度)	27,130,000円	合計	135,650,000円
(令和6年度)	27,130,000円												
(令和7年度)	27,130,000円												
(令和8年度)	27,130,000円												
(令和9年度)	27,130,000円												
(令和10年度)	27,130,000円												
合計	135,650,000円												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として当該施設を管理運営してきたこれまでの実績と経験があり、財政的能力も高い。 ・施設の性格や設置目的を十分に理解しており、施設への効用が発揮され、有資格者の職員による適正配置で管理運営体制・危機管理体制が提案されている。 ・すべての人がスポーツに親しむことができる環境整備を推進している。 ・自主事業等による施設運営にあたっては、利用者のニーズを重視した事業の展開を提案しており、地域住民に寄り添った施設運営が期待でき、地域スポーツの普及促進が期待される。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.2
小計	8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.5 点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	8	5.8
(2) 施設の管理体制・職員の配置	5	3.8
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.7
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.4
(5) 市民サービスの向上	9	6.3
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	3.4
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.5
(8) 平等利用	2	1.4
(9) 自主事業	5	3.7
小計	50	36.0
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	5.1
(2) 施設の運営実績	6	5.0
(3) 団体の地域貢献	6	4.7
小計	18	14.8
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 団体の物的・財政的能力	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.5
小計	4	3.5
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.0
小計	10	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.1
小計	10	0.1
現指定期間の実績に基づく加減点		1.6
合計		100
		69.4

指定管理者の指定について（浜松市天竜体育館ほか 3 施設）

(提案理由)

浜松市天竜体育館ほか 3 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市天竜区二俣町二俣 5 0 1 番地	浜松市天竜体育館
浜松市天竜区山東 2 3 1 1 番地の 1	浜松市天竜庭球場
浜松市天竜区二俣町二俣 5 5 7 番地の 1	浜松市天竜武道館
浜松市天竜区船明 2 6 4 9 番地	船明ダム運動公園

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

(代表者) 浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

公益財団法人浜松市スポーツ協会

会長 大坪 豊生

(構成員) 浜松市中区寺島町 2 0 0 番地

株式会社河合楽器製作所

代表取締役社長 河合 弘隆

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

浜松アリーナをはじめとする市内スポーツ施設の豊富な管理運営実績を有する代表団体と、スポーツ教室を展開し、スポーツ関連における企画、運営の実績を有する総合企業が共同事業体を構成し、両者の技能を活かした更なる市民スポーツの普及向上を目指すため。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市スポーツ協会</u></p> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和55年3月26日・基本財産：331,692,036円・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与するため。・事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること ③競技力の向上に関すること ④市民の健康・体力づくりに関すること ⑤各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること ほか
構成員	<p><u>株式会社河合楽器製作所</u></p> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和26年5月15日・資本金：71億2,200万円・設立目的：次の事業を営むため。・事業内容：①各種楽器、木工品及び金属加工品の製造並びに販売 ②建設材料、住宅機器、家具及び室内装飾品の製造並びに販売 ③金属精密圧延加工品の製造並びに販売 ④体育保健用品及びレジャー用品の製造並びに販売 ⑤体育保健施設及びレジャー施設の経営 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>天竜区指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成 議長：袴田 雄三 浜松市天竜区長 委員：石元 晃一（第三者委員＝NPO 法人春野のえがお事務局長） 委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表） 委員：五日市 一弥（第三者委員＝税理士） 委員：芦澤 信之 浜松市天竜区副区長 委員：谷野 聡 浜松市天竜区長寿保険課長</p> <p>(2) 審査日時 令和5年10月4日（水） 午後1時30分～午後2時35分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年10月4日（水）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者が無かったため、現在の指定管理者と協議し、公募によらず当該団体を指定し、天竜区指定管理者選定会議において審査した。 ・スポーツ施設の運営実績を活かした施設管理体制となっており、利用者の利便性向上や安定した施設運営が期待できる。 ・現在の施設運営における実績と経験を踏まえ、自主事業において施設の備品を活用した体育教室等を開催し、地域との交流など地域活性化を重視した提案である。 ・その他の項目についても、共同事業体の特性を活かした実現可能な提案である。 <p>以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会グループを選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ													
提案概要	<p>①P D C A マネジメントサイクルによる利用者の増加や安心安全の実現に結び付ける。</p> <p>②各施設業務を熟知し、施設管理に必要な資格を有したスタッフの配置による管理運営。</p> <p>③インクルーシブスポーツの普及推進のため、体験会等の実施。</p> <p>④利用者のニーズに応じた自主事業等プログラムの展開。</p>												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>14,687,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>14,687,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>14,687,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td>14,687,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和10年度)</td> <td>14,687,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73,435,000円</td> </tr> </table>	(令和6年度)	14,687,000円	(令和7年度)	14,687,000円	(令和8年度)	14,687,000円	(令和9年度)	14,687,000円	(令和10年度)	14,687,000円	合計	73,435,000円
(令和6年度)	14,687,000円												
(令和7年度)	14,687,000円												
(令和8年度)	14,687,000円												
(令和9年度)	14,687,000円												
(令和10年度)	14,687,000円												
合計	73,435,000円												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営実績を活かした施設管理体制となっており、利用者の利便性の向上や安定した施設運営が期待できる。 ・管理運営の経験が豊富で資格を有した質の高い従業員が配置されており、かつ研修体制が確立された提案がされており、評価できる。 ・インクルーシブスポーツの普及促進に向けた具体的な取り組みが提案されており、インクルーシブスポーツの振興に対し、正しい理解がされている。 ・自主事業等による施設運営にあたっては、利用者のニーズを重視した事業の展開を提案しているだけでなく、一般利用団体への配慮やアンケート結果を分析して定期的に内容見直しを実施するなど、幅広い年齢層の利用者が楽しんでもらえる自主事業の展開が期待でき、地域スポーツの普及促進が期待される。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		（公財）浜松市スポーツ協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	2.8
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	2.6
小 計	8	5.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.5 点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	7	5.1
(2) 施設の管理体制・職員の配置	5	3.3
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.1
(4) 安全管理・緊急時への対応	7	5.3
(5) 市民サービスの向上	8	6.0
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わない（インクルーシブ）スポーツの振興	5	3.4
(7) 環境・地域等への配慮	4	2.6
(8) 平等利用	4	2.6
(9) 自主事業	5	3.5
小 計	50	34.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.7
(2) 施設の運営実績	6	5.0
(3) 団体の地域貢献	6	4.4
小 計	18	14.1
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.5
小 計	4	3.5
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.0
小 計	10	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	10	10.0
小 計	10	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		0
合 計	100	74.9

指定管理者の指定について（浜松市北部水泳場）

(提案理由)

浜松市北部水泳場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区高丘西四丁目 7 番 1 号

名 称：浜松市北部水泳場

2 指定管理者

所在地：浜松市北区東三方町 3 5 4 番地の 2

名 称：シンコー・東海美装・リベルタスグループ

(代表者) 浜松市北区東三方町 3 5 4 番地の 2

シンコースポーツ株式会社 浜松営業所

営業所長 原田 隆正

(構成員) 浜松市中区田町 3 2 4 番地の 3

東海美装興業株式会社

代表取締役 菅原 英継

(構成員) 東京都千代田区六番町 2 番地 1 4 東越六番町ビル

株式会社リベルタス・コンサルティング

代表取締役 植本 栄介

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

現指定管理者であり、代表者のシンコースポーツ株式会社がこれまでの受託実績を基に、主として施設運営を担当し、構成員の東海美装興業株式会社が施設維持管理を担当する。また、新たに加わる株式会社リベルタス・コンサルティングが「リサーチ事業」「コンサルティング事業」を通じて利用者満足度向上、利用向上策の提言を実施することにより、専門的知識や今までのノウハウを活かした効率的・効果的な管理運営を行い、より質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

代 表 者	<p><u>シンコースポーツ株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・本店：東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号・設立：昭和53年11月2日・資本金：5,000万円・設立目的：次の事業を営むため。・事業内容：①指定管理者制度に基づく公の施設の運営、維持管理業務等<li style="padding-left: 2em;">②自治体が公募する施設運営管理業務、及び各種施設の総合管理業務等<li style="padding-left: 2em;">③各種法令等に基づく公共施設等の設置、運営、維持管理業務等<li style="padding-left: 2em;">④スポーツ・社会体育施設、及びそれに関連する複合施設等の運営、維持管理業務等<li style="padding-left: 2em;">⑤文化施設、学校施設、社会教育施設、及びそれらに関連する複合施設等の運営、維持管理業務等<li style="padding-left: 2em;">⑥社会福祉施設、及びそれに関連する複合施設等の運営、維持管理業務等<li style="padding-left: 2em;">⑦レジャー・レクリエーション施設、公園ほか屋外基盤施設等の運営、維持管理業務等<li style="padding-left: 2em;">⑧運動指導、スポーツ教室、各種カルチャー教室等の企画、運営、管理等 ほか
-------------	--

<p>構 成 員</p>	<p><u>東海美装興業株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設 立：昭和38年3月4日 ・資 本 金：2,000万円 ・設立目的：次の事業を営むため。 ・事業内容：①建築物の総合管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ②警備業法で定義される警備業務 ③建築物および建築設備の診断・検査業務並びにこれらに関する改修工事 ④防災システムの設計・施工および検査業務 ⑤建築工事業、内装仕上工事業、電気工事業、管工事業 ⑥上記各号にかかわる資材、機材、器材の販売業務 ⑦各種事業所に於ける給食およびレストランの運営管理 ⑧リネンサプライ、寝具類のクリーニング ⑨スポーツ施設の運営管理 ほか
<p>構 成 員</p>	<p><u>株式会社リベルタス・コンサルティング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設 立：平成17年7月29日 ・資 本 金：4,750万円 ・設立目的：次の事業を営むため。 ・事業内容：①国内外の政治、経済、社会、産業、環境、科学技術等に関し、国、地方公共団体、公益法人、その他の企業の依頼により行う調査研究並びにコンサルティング <ul style="list-style-type: none"> ②前号に関する調査、分析及び研究に基づく情報の提供と政策提言 ③企業、大学等が保有する技術の事業性評価 ④地域特性を活用した新事業の開発 ⑤新規事業に関する企画、市場調査、コンサルティング、運営管理 ⑥人材育成の教育研修事業 ⑦講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、制作及び運営 ⑧出版物、ソフトウェア、デジタルコンテンツの企画、制作、販売 ⑨一般労働者派遣事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 シンコー・東海美装・リベルタスグループ
(3) 選定会議	<p>中区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長 小松 靖弘 (浜松市中区長)</p> <p>副委員長 小田切 峰二 (浜松市中区副区長)</p> <p>委員 田中 徳治 (中区まちづくり推進課長)</p> <p>委員 山本 武 (第三者委員=企業経営者)</p> <p>委員 稲垣 佐登史 (第三者委員=中区自治会連合会監事)</p> <p>委員 藤原 孝行 (第三者委員=税理士)</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月5日(火)</p> <p>午後2時～午後3時</p> <p>(3)申請団体による提案説明会(プレゼンテーション)</p> <p>令和5年9月5日(火)実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ、1者の応募があり、中区指定管理者選定会議で選定した。 ・市のスポーツ振興のスローガンである「1・1・1運動」への関わりをより一層意識した運営方針が示されている。 ・顧客のニーズをさらに分析し、サービス向上に努めようとする意識が見られる。 ・日常の安全管理において項目ごとに具体例が示されており、未然防止、被害抑制につながる提案がされている。 ・各種イベントの開催や物品販売、会議室スペースを活用したフィットネス教室により、利用者の増加や利便性の向上が期待できる。 <p>以上の点を評価し、シンコー・東海美装・リベルタスグループを候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

シンコー・東海美装・リベルタスグループ	
提案概要	<p>① インクルーシブスポーツの振興や自主事業計画により、浜松市スポーツ推進計画など市が掲げる目標達成に向けて、積極的かつ能動的に最大限協力し、市と密接に連携した管理運営を行う。</p> <p>② 公の施設であることを肝に銘じた、平等・公平な施設運営を行う。</p> <p>③ 水泳活動・健康づくりの場を提供するだけでなく、地域の方々が集い・楽しめる催し物を開催し、地域の賑わいを創出する活動拠点を目指す。</p> <p>④ 地域の魅力発信の場として、水泳・フィットネス教室や市のイベント情報などの有益な情報を発信する。</p> <p>⑤ 地域イベントへの参加・協働や、地元企業の活用など、関係団体と協調を図り、パートナーシップを重要視する。</p> <p>⑥ 日常の施設巡回による不具合の早期発見・補修、計画的な修繕、清掃の徹底、かつ災害時等の緊急対応や個人情報の取り扱いには万全を期し、「安全・安心・快適・清潔」な施設環境を提供する。</p> <p>⑦ 効果的・効率的な施設運営により、管理経費削減・環境配慮を目指す。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 60,602,000円</p> <p>(令和7年度) 58,500,000円</p> <p>(令和8年度) 58,500,000円</p> <p>(令和9年度) 58,500,000円</p> <p>(令和10年度) 58,500,000円</p> <p style="text-align: center;">合計 294,602,000円</p>
評価内容	<p>① 市のスポーツ振興のスローガンである「1・1・1運動」への関わりをより一層意識した運営方針が示されている。</p> <p>② 顧客のニーズをさらに分析し、サービス向上に努めようとする意識が見られる。</p> <p>③ 日常の安全管理において項目ごとに具体例が示されており、未然防止、被害抑制につながる提案がされている。</p> <p>④ 各種イベントの開催や物品販売、会議室スペースを活用したフィットネス教室により、利用者の増加や利便性の向上が期待できる。</p> <p>⑤ インクルーシブスポーツの振興に向けて、水泳大会や講習会、体験会の開催が提案されている。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		シンコー・東海美装・ リベルタスグループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.9 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.3
小 計	7	5.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 25.9 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	5.0
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.5
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	9	7.7
(5) 市民サービスの向上（独創性）	6	5.3
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの推進	4	3.4
(7) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	5	4.4
(8) 平等利用（平等性）	5	4.0
小 計	47	39.1
3 指定管理者に関する項目（合格点 7.7 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.6
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.4
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	4	2.9
小 計	14	10.9
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	2.6
(2) 各種認定等の有無	1	0.2
小 計	4	2.8
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 4.4 点以上）		
収支計画の妥当性	8	5.0
小 計	8	5.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	0.0
小 計	20	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.9
合 計	100	65.6

指定管理者の指定について（浜松市武道館）

(提案理由)

浜松市武道館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区西浅田二丁目 3 番 1 号

名 称：浜松市武道館

2 指定管理者

所在地：静岡県浜松市中区連尺町 307 番地の 14

出雲殿互助会連尺ビル 3 階 304 号室

名 称：三幸株式会社浜松支店 支店長 菊地 真理子

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

三幸株式会社

・設 立：昭和 30 年 4 月 22 日

・資 本 金：1 億円

・設立目的：次の事業を営むため。

・事業内容：①ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング

②建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負

③造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園屋外施設の清掃
業務

④建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務

⑤産業廃棄物処理業及び廃品処理業

⑥浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負

⑦消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売

⑧建築一式工事の請負 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 <ul style="list-style-type: none"> ・三幸株式会社浜松支店（候補者） ・日本環境マネジメント株式会社（次点者）
(3) 選定会議	<p>中区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長 小松 靖弘（浜松市中区長）</p> <p>副委員長 小田切 峰二（浜松市中区副区長）</p> <p>委員 田中 徳治（中区まちづくり推進課長）</p> <p>委員 山本 武（第三者委員＝企業経営者）</p> <p>委員 稲垣 佐登史（第三者委員＝中区自治会連合会監事）</p> <p>委員 藤原 孝行（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月5日（火）</p> <p style="padding-left: 40px;">午前9時30分～午前11時30分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p style="padding-left: 40px;">令和5年9月5日（火）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ、2者の応募があり、中区指定管理者選定会議で選定した。 ・日常清掃業務の内製化など、経費削減について積極的な提案がされている。 ・類似施設の管理実績を有しており、実現可能性が高いと認められる提案である。 ・市のスポーツ振興のスローガンである「1・1・1運動」の取組を基本方針としている。 ・地域の小中学校をインターシップとして受け入れる提案は、施設の周知につながる。 <p>以上の点を評価し、三幸株式会社浜松支店を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

	三幸株式会社浜松支店	日本環境マネジメント株式会社
提案概要	<p>① 改善計画の作成、改善策の実行、お客様ニーズの把握、分析・改善策の立案といったPDCAサイクルにより、継続的な事業改善を行う。</p> <p>② 安心・安全・快適な施設の提供等による施設の魅力の向上や、ホームページやSNSの活用、口コミによる利用促進、折込みチラシの配布等による施設情報の発信により、新規利用者の獲得を目指す。</p> <p>③ 日常清掃業務の内製化により、効果的・効率的に業務を遂行する。</p> <p>④ 浜松支店をはじめ、本社部門からも継続的なバックアップを実施し、高いレベルでの業務遂行が可能な体制を確立する。</p> <p>⑤ おもてなしの心を持ち、お客様目線だからこそ気づくことができる行き届いたサービス向上策を実施していくことで、お客様に感動を与えられる管理運営に取り組む。</p>	<p>① 市民の誰もが武道やスポーツを楽しみ、武道やスポーツを通じた交流が生まれる施設を目指す。</p> <p>② 地域の団体との連携や、様々な広報ツールの活用により、多様な市民に本施設の利用団体の活用情報や武道館以外の利用をPRする。</p> <p>③ 平日日中の施設を有効活用した教室の開催や、武道・スポーツ用品のレンタル、軽スポーツグッズの常設、利用団体の成果発表・活動情報発信、誰もが快適に利用できるサービス向上策等により、新たな活動の機会づくりと活動サポートを行う。</p> <p>④ 利用団体や地域住民の交流につながるイベントの開催や、インクルーシブスポーツを通じた交流イベントの開催、地域の指導者の活用により、市民や活動がつながる場づくりを行う。</p>

提案金額	(令和6年度) 20,402,000円 (令和7年度) 19,739,000円 (令和8年度) 19,830,000円 合計 59,971,000円	(令和6年度) 22,391,000円 (令和7年度) 22,341,000円 (令和8年度) 22,607,000円 合計 67,339,000円
評価内容	① 日常清掃業務の内製化など、経費削減について積極的な提案がされている。 ② 類似施設の管理実績を有しており、実現可能性が高いと認められる提案である。 ③ 市のスポーツ振興のスローガンである「1・1・1運動」の取組を基本方針としている。 ④ 地域の小中学校をインターシップとして受け入れる提案は、施設の周知につながる。	① 市の施策や施設の設置目的を十分に理解し、運営方針を定めている。 ② 地域の福祉団体や国際交流協会と連携して、障がい者や外国人にも広報の範囲を広げるなど、新たな取組が提案されている。 ③ 指定管理期間中、着実に利用者を増加させている実績は評価できる。 ④ 経費削減につながる具体的な提案があるとよかった。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			三幸株式会社 社浜松支店	日本環境マ ネジメント 株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）				
(1)	施設の性格や目的の理解	4	3.2	3.6
(2)	提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.2	3.3
小 計		8	6.4	6.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 24.8 点以上）				
(1)	事業の具体的取組み方（機能性）	7	5.1	5.4
(2)	施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.4	4.7
(3)	適正な管理・モニタリング（規律性）	5	4.0	4.0
(4)	安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	6.0	5.6
(5)	市民サービスの向上（独創性）	6	4.5	4.8
(6)	障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルー シブスポーツの推進	4	2.7	3.1
(7)	環境・地域等への配慮（社会貢献）	5	4.0	3.9
(8)	平等利用（平等性）	5	3.9	3.9
小 計		45	34.6	35.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 6.6 点以上）				
(1)	団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	4	3.4	3.4
(2)	施設の運営実績（団体の能力）	4	3.5	3.5
(3)	団体の地域貢献（地域の活性化）	4	3.0	3.1
小 計		12	9.9	10.0
4 活動拠点に関する項目				
(1)	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	1.7	0.3
(2)	各種認定等の有無	1	0.0	0.0
小 計		4	1.7	0.3
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.0 点以上）				
収支計画の妥当性		9	6.5	6.5
小 計		9	6.5	6.5
6 指定管理料に関する項目（2）				
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		22	9.8	1.9
小 計		22	9.8	1.9
現指定期間の実績に基づく加減点				1.0
合 計		100	68.9	62.0

指定管理者の指定について（浜松市天竜ボート場ほか 3 施設）

(提案理由)

浜松市天竜ボート場ほか 3 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市天竜区月 9 6 9 番地の 1	浜松市天竜ボート場
浜松市天竜区月 9 6 3 番地の 1	浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家
浜松市天竜区月 9 5 7 番地の 1	浜松市天竜林業体育館
浜松市天竜区相津 8 5 番地の 2	浜松市天竜相津マリーナ

2 指定管理者

所在地：浜松市天竜区月 9 6 3 番地の 1

名 称：株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体

（代表者）浜松市天竜区月 9 6 3 番地の 1

株式会社杉の里 代表取締役 中谷 陽一郎

（構成員）浜松市天竜区相津 1 0 5 番地の 2

有限会社天龍遊船 代表取締役 鈴木 順三

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

食堂及び売店の経営等を行ってきた代表企業と、観光事業等を展開してきた総合企業が共同事業体を構成し、それぞれの培ってきたノウハウや多彩な人的ネットワークを活かすことで、船明ダム湖を核とした地域振興を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社杉の里</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成2年9月11日・ 資 本 金：1, 100万円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①食堂及び売店の経営<ul style="list-style-type: none">②浜松市が所有する天竜自然体験センター「湖畔の家」の管理委託業務の請負業③飲食料品及び日用雑貨品並びに書籍類の販売 ほか
構成員	<u>有限会社天龍遊船</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成2年6月26日・ 資 本 金：1, 100万円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①屋形船及び遊覧船の運行による観光事業<ul style="list-style-type: none">②宿泊施設及び遊戯運動施設の経営並びにこれに付帯する事業③飲食料品の販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	<p>天竜区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>議長：袴田 雄三 浜松市天竜区長</p> <p>委員：石元 晃一（第三者委員＝NPO 法人春野のえがお事務局長）</p> <p>委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表）</p> <p>委員：五日市 一弥（第三者委員＝税理士）</p> <p>委員：芦澤 信之 浜松市天竜区副区長</p> <p>委員：谷野 聡 浜松市天竜区長寿保険課長</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月4日（月）</p> <p>午後1時30分～午後3時00分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p>令和5年9月4日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ1者の応募があり、天竜区指定管理者選定会議で選定した。 ・各施設の設置目的を理解し、その特徴を活かした事業提案であり、安定した施設運営が期待できる。 ・地域在住の職員が配置され、監視業務等に必要な免許（小型船舶）を有し、施設運営及び危機管理体制が整っている。 ・これまでの施設運営における実績と経験を踏まえ、自主事業において管理施設を活用した体験教室等を開催し、地域間交流や、地域活性化を重視した提案である。 ・以上の点を評価し、株式会社杉の里・有限会社天龍遊船を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体													
提案概要	<p>① 船明ダム湖を核とした周辺4施設一体管理による効率化と事業展開により、地域振興を図る。</p> <p>② ボート、カヌーなどの湖面利用における安全監視と、施設維持管理体制を充実させる。</p> <p>③ 各施設を活用し、地位恋や地元団体と連携した自主事業を実施し、地域内外の交流機会を創出する。</p>												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>28,129,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>28,450,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>28,266,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td>28,222,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和10年度)</td> <td>28,459,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>141,526,000円</u></td> </tr> </table>	(令和6年度)	28,129,000円	(令和7年度)	28,450,000円	(令和8年度)	28,266,000円	(令和9年度)	28,222,000円	(令和10年度)	28,459,000円	合計	<u>141,526,000円</u>
(令和6年度)	28,129,000円												
(令和7年度)	28,450,000円												
(令和8年度)	28,266,000円												
(令和9年度)	28,222,000円												
(令和10年度)	28,459,000円												
合計	<u>141,526,000円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の設置目的を理解し、その特徴を活かした事業提案であり、安定した施設運営が期待できる。 地域在住の職員が配置され、監視業務等に必要な免許（小型船舶）を有し、施設運営及び危機管理体制が整っている。 これまでの施設運営における実績と経験を踏まえ、自主事業において管理施設を活用した体験教室等を開催し、地域間交流や地域活性化を重視した提案である。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点5.5点以上）			
(1)	施設の性格や目的の理解	5	3.5
(2)	提案が市の施策に沿ったものであること	5	3.3
小 計		10	6.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.5点以上）			
(1)	事業の具体的取組み方	8	5.8
(2)	施設の運営体制・職員の配置	5	3.1
(3)	適正な管理・モニタリング	5	3.1
(4)	安全管理・緊急時への対応	7	4.9
(5)	市民サービスの向上	7	5.1
(6)	障がいの有無や年齢、性別等を問わない（インクルーシブ）スポーツの振興	5	3.1
(7)	環境・地域等への配慮	3	2.0
(8)	平等利用	5	3.3
(9)	自主事業	5	3.5
小 計		50	33.9
3 指定管理者に関する項目（合格点9.35点以上）			
(1)	団体の物的・財政的能力	5	2.9
(2)	施設の運営実績	5	3.8
(3)	団体の地域貢献	7	6.0
小 計		17	12.7
4 活動拠点に関する項目			
(1)	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	2	2.0
(2)	各種認定等の有無	1	0.0
小 計		3	2.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.3
小 計		10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$		10	10.0
小 計		10	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		—	0.0
合 計		100	72.7

指定管理者の指定について（浜松市三ヶ日総合福祉センター、浜松市三ヶ日児童館）

(提案理由)

浜松市三ヶ日総合福祉センター及び浜松市三ヶ日児童館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市北区三ヶ日町宇志 803 番地	浜松市三ヶ日総合福祉センター
浜松市北区三ヶ日町宇志 803 番地	浜松市三ヶ日児童館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区常盤町 132 番地の 18

名 称：中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

中部ビル保善株式会社

・設 立：昭和 47 年 5 月 1 日

・資 本 金：1, 200 万円

・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。

・事業内容：①不動産管理業

②建築物並びに附帯施設の維持管理

③地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営

ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・中部ビル保善株式会社（候補者）
(3) 選定会議	<p>北区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：堤 信弘 浜松市北区長</p> <p>副委員長：豊田 周一 浜松市北副区長</p> <p>委員：佐藤 卓 浜松市北区まちづくり推進課長</p> <p>委員：山本 隆久 浜松市北区社会福祉課長</p> <p>委員：竹下 一志（第三者委員＝元小学校長、民生・児童委員）</p> <p>委員：河村 壽子（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長）</p> <p>委員：土屋 隆裕（第三者委員＝税理士）</p> <p>委員：吉武 久子（第三者委員＝施設利用者）（欠席）</p> <p>(2) 審査日時 令和5年9月22日（金） 午前10時00分～午前11時15分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月22日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を管理運営してきた実績と経験に基づき、施設の性格や設置目的等の基本方針を理解し、利用者及び施設の安全を考慮した施設管理体制が提案されているため、安定した施設運営が期待できる。 ・市民サービスの向上及び利用者の増加案について具体的な取り組みを提案している。 ・自主事業等において、地域との連携に積極的に取り組んでいることから、地域と施設の活性化に期待できる。 ・以上の点を評価し、適切な管理運営が期待できることから候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

中部ビル保善株式会社	
提案概要	<p>①利用者目線に立った運営と市内外への広報活動や営業活動を実施することにより、5年間で222,000人の利用者数達成を目標とする。</p> <p>②利用者の声に耳を傾け、改善を続けていくことで利用者満足度の向上を図り、利用者満足度の「前年度比増」を達成する。</p> <p>③管理瑕疵による重大事故やクレーム件数ゼロを達成し、利用者の安全確保を徹底する。</p> <p>④市民サービスの向上と利用者増を目的として、入浴施設における変わり湯、受付の売店設置、季節の装飾等を実施する。また、自主事業をセンターは年間5回以上、児童館は年間10事業以上実施する。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 38,005,800 円 (令和9年度) 37,951,500 円</p> <p>(令和7年度) 37,987,900 円 (令和10年度) 37,933,100 円</p> <p>(令和8年度) 37,969,800 円 合計 <u>189,848,100 円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や設置目的を適切に理解し、現実的な管理計画を提案している。 ・類似施設での実績を活かし、利用者及び施設の安全を考慮した施設管理体制が提案されており、安定した施設運営が期待できる。 ・独創性、創意工夫等をもったサービスや自主事業の実施により利用者増と地域活性化が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		中部ビル保善株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4.0	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4.0	3.2
小 計	8.0	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30.25 点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）	4.0	3.2
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8.0	5.9
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	8.0	5.9
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8.0	5.8
(5) 市民サービスの向上・利用促進（利用満足度）	10.0	6.6
(6) 自主事業（独創性）	7.0	4.9
(7) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6.0	4.5
(8) 平等利用（平等性）	4.0	2.9
小 計	55.0	39.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.25 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5.0	4.4
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5.0	4.4
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5.0	3.7
小 計	15.0	12.5
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3.0	3.0
(2) 各種認定等の有無	1.0	0.6
小 計	4.0	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 4.4 点以上）		
(1) 収支計画の妥当性	8.0	5.8
小 計	8.0	5.8
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10.0	0
小 計	10.0	0
現指定期間の実績に基づく加減	-	-
合 計	100.0	68.0

(第 146 号議案の説明資料)

障害保健福祉課

指定管理者の指定について（浜松市発達医療総合福祉センター）

(提案理由)

浜松市発達医療総合福祉センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市浜北区高菌 775 番地の 1

名 称：浜松市発達医療総合福祉センター

2 指定管理者

所在地：浜松市浜北区高菌 775 番地の 1

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 理事長 伊熊 規行

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団

- ・設 立：平成4年2月26日
- ・資 本 金：300万円
- ・設立目的：多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- ・事業内容：①第二種社会福祉事業
 - ア 障害福祉サービス事業の経営
 - イ 一般相談支援事業の経営
 - ウ 特定相談支援事業の経営
 - エ 障害児通所支援事業の経営
 - オ 障害児相談支援事業の経営
 - カ 身体障害者福祉センターの経営
 - キ 地域活動支援センターの経営
- ②公益を目的とする事業
 - ア 療育センターの事業
 - イ 診療所の事業
 - ウ 浜松市地域生活支援事業
 - エ 浜松市発達障害者支援センター事業
 - オ 浜松市発達支援広場事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団（候補者）
(3) 選定会議	<p>健康福祉部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：鈴木 秀司 浜松市健康福祉部長 （(福) 浜松市社会福祉事業団の理事のため除斥）</p> <p>副委員長：渡辺 貴史 浜松市健康福祉部次長</p> <p>委員：亀田 岳史 浜松市高齢者福祉課長</p> <p>委員：久保田 尚宏 浜松市障害保健福祉課長 （(福) 浜松市社会福祉事業団の評議員のため除斥）</p> <p>委員：谷 哲夫 （第三者委員＝聖隷クリストファー大学教授）【欠席】</p> <p>委員：里 あゆ子 （第三者委員＝浜松地区肢体不自由児親の会理事長）</p> <p>委員：幸田 享子（第三者委員＝老人クラブ連合会副会長）</p> <p>委員：鈴木 公達（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和5年8月29日（火） 午後2時～午後3時30分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年8月29日（火）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者は、当センターの性格や設置目的を十分に理解したうえで具体的な事業内容を提案しており、評価できるものであった。 ・候補者は、設立当初から管理運営に携わってきた実績があり、障がいの早期発見・早期療育を担うための高度な専門性を有して事業運営を行うことができると評価し、指定管理者候補として選定した。

3 提案概要と評価内容

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	
提案概要	<p>①障がいの発生予防から相談、早期発見・早期療育、リハビリテーションまでの一貫した障がい福祉支援の提供を目的として、専門性を有する施設の効果を最大限に活かす。</p> <p>②医療部門、療育部門、相談部門、福祉部門の組織間連携や、強度行動障害のある利用者や医療的ケアを必要とする利用者等に対して医療・福祉の一元的な支援を進める。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 216,402,000円</p> <p>(令和7年度) 216,402,000円</p> <p>(令和8年度) 216,402,000円</p> <p>合計 <u>649,206,000円</u></p>
評価内容	<p>①当センターの性格や設置目的を十分に理解したうえで具体的な事業内容を提案しており、評価できる。</p> <p>②設立当初から管理運営してきた実績があり、障害の早期発見・早期療育を担うための高度な専門性を有して事業運営を行うことができると期待される。</p> <p>③医療・福祉の一元的な支援を進めるための人員配置や体制整備の提案があった。</p> <p>④地域の障がい者団体や児童発達支援事業所、特別支援学校等の関係機関との連携強化だけでなく、地域企業や自治体との行事を通じた相互理解についての提案があった。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			社会福祉法人 浜松市社会福 祉事業団
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点6.6点以上）			
(1)	施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や運営方針を持っているか。	6	5.1
(2)	施設の効用が十分に発揮でき、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。	6	5.3
小計		12	10.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点24.75点以上）			
(1)	施設の利用者の増加やサービスの質を維持・向上するための実施可能な提案があるか。	7	5.7
(2)	利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。また、利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。	7	5.5
(3)	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。施設の管理運営にあたる人員の配置は適切であるか。	7	5.5
(4)	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。	6	4.9
(5)	安全管理・緊急時への対応は十分に整備されているか。	6	5.1
(6)	利用者への情報提供や施設の設置目的に沿った情報発信に関する効果的な提案があるか。	6	4.6
(7)	平等利用（平等性）	6	4.7
小計		45	36.0
3 指定管理者に関する項目（合格点9.9点以上）			
(1)	団体の財政的能力は健全なものか。	6	4.4
(2)	団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。	6	5.3
(3)	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	6	4.7
小計		18	14.4
4 活動拠点に関する項目			
(1)	浜松市内に主な事業活動の拠点を置いているか。	4	4.0
(2)	各種認定等の有無	1	0.0
小計		5	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）			
(1)	指定管理に係る収支計画は妥当であり、実現可能な提案であるか。	10	7.9
小計		10	7.9
6 指定管理料に関する項目（2）			
(1)	配点 $\times \left\{ 1 - \frac{\text{提案額}}{\text{上限額}} \right\}$	10	0.0
小計		10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		+3.7%	2.7
合計		100	75.4

指定管理者の指定について（浜松こども館、浜松市立青少年の家）

(提案理由)

浜松こども館及び浜松市立青少年の家の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中区鍛冶町 100 番地の 1	浜松こども館
浜松市中区住吉四丁目 23 番 1 号	浜松市立青少年の家

2 指定管理者

所在地：静岡県浜松市東区丸塚町 541 番地の 20

名称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 矢田 央生

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

- ・設立：平成 11 年 7 月 21 日
- ・資本金：4,000 万円
- ・設立目的：下記の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負
②建物等の環境衛生管理の請負
③スポーツ健康施設、民間学童保育施設の経営

ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	<p>こども家庭部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員 長：吉積 慶太 浜松市こども家庭部長 副委員長：小山 東男 浜松市こども家庭部次長 委員：園田 俊士 浜松市次世代育成課長 委員：小粥 義雄（第三者委員＝NPO法人浜松子どもを 支える会 理事長） 委員：石野 純子（第三者委員＝浜松学院大学 特任教授） 委員：鈴木 浩司（第三者委員＝東海税理士会浜松西支部）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月7日（木） 午後2時00分～午後4時00分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月7日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容については、2施設の特性を最大限活用しつつ、管理運営を統合することで、児童の健全育成・子育て支援・次世代の育成に寄与する効果的で一体的な事業提案となっている。 ・乳幼児期から青年期までの幅広い事業や施設利用を一体的に展開していくことにより相乗効果が得られ、目指すべき次世代育成の方向性が明確に示されている。 ・管理運営に当たっては、現実的かつ適切な管理計画及び収支計画であるとともに、ボランティア・地元の企業・関係団体との連携による地域活性化を重視した提案となっている。 <p>以上の点から指定管理者候補として適任であると認めるため選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

遠鉄アシスト株式会社	
提案概要	<p>【浜松こども館事業】 子どもたちが多くの人・モノと触れ、共に成長を見守る事で「生きる力」を育み、子育ての支えとなる事業</p> <p>①多くの大人の見守りの中で事業を通じて子どもたちの好奇心や創造性を高め、育む事業</p> <p>②妊娠中や子育て中の大人たちが孤独にならず、こども館で繋がり互いを支えあう事のできる事業</p> <p>③地域の文化や産業を活かして浜松市への愛郷心を育む事業</p> <p>④地域の人材を活かしたボランティアの参画や産学連携による、多世代交流が可能な事業</p> <p>【浜松市立青少年の家事業】 自然体験、社会体験を通して多世代と繋がり、多世代が一体となって「生きる力」を育成する事業</p> <p>①子どもたちが身近な自然に直接触れる体験活動事業</p> <p>②多くの人たちとの関わりを通じ、コミュニケーション能力を高める交流事業</p> <p>③浜松市への愛郷心を育み、地域活動の担い手となる人材育成事業</p> <p>④地域の人材を活かしたボランティア参画や産学連携により多世代交流ができる市民協働運営事業</p>
提案金額	(令和6年度) 151,151,880円 (令和7年度) 145,371,480円 (令和8年度) 145,371,480円 (令和9年度) 145,371,480円 (令和10年度) 145,371,480円 合計 <u>732,637,800円</u>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな視点で施設を有効活用する事業が提案されている。 ・職員が多岐に亘る業務を横断的に遂行できるよう、安全性と確実性を確保する提案がされている。 ・生活環境の違う人たちや多世代の人たちの交流の場を設けるなどの提案がされている。 ・安定した人的基盤や財政的基盤を持ち、これまでの当該施設や類似施設での運営実績、今後の取り組みを踏まえると、適切な運営が期待できると評価した。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		遠鉄アシスト 株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点5.5点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5.0	4.5
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5.0	4.1
小 計	10.0	8.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.5点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）	15.0	12.6
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	5.0	3.9
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	5.0	3.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	5.0	3.8
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	12.0	9.6
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5.0	3.6
(7) 平等利用（平等性）	3.0	2.1
小 計	50.0	39.4
3 指定管理者に関する項目（合格点8.3点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5.0	4.5
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5.0	4.3
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5.0	4.0
小 計	15.0	12.8
4 活動拠点に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	4.0	4.0
(2) 各種認定の有無	1.0	0.6
小 計	5.0	4.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）		
収支計画の妥当性	10.0	8.3
小 計	10.0	8.3
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$	10.0	0
小 計	10.0	0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.8
合 計	100.0	75.5

(第 148 号議案の説明資料)

子育て支援課

指定管理者の指定について（浜松市子育て情報センター）

(提案理由)

浜松市子育て情報センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区中央三丁目 4 番 18 号

名 称：浜松市子育て情報センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中区富塚町 1 4 0 6 番地の 1 0

名 称：特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ

理事長 原田 博子

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ

- ・設立：平成18年4月4日
- ・設立目的：浜松市及び周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、地域社会における市民活動団体・行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。
- ・事業内容：①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
②社会教育の推進を図る活動
③まちづくりの推進を図る活動
④環境の保全を図る活動
⑤地域安全活動
⑥男女共同参画の形成の促進を図る活動
⑦子どもの健全育成を図る活動
⑧情報化社会の発展を図る活動
⑨職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑩前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ(候補者)
(3) 選定会議	こども家庭部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：吉積 慶太 浜松市こども家庭部長 副委員長：小山 東男 浜松市こども家庭部次長 委員：園田 俊士 浜松市次世代育成課長 委員：小粥 義雄(第三者委員=NPO法人浜松子どもの こころを支える会 理事長) 委員：石野 純子(第三者委員=浜松学院大学 特任教授) 委員：鈴木 浩司(第三者委員=東海税理士会浜松西支部) (2) 審査日時 令和5年9月7日(木) 午後2時00分～午後4時00分 (3) 申請団体による提案説明会(プレゼンテーション) 令和5年9月7日(木)実施

<p>(4) 選定理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3期の管理実績に基づいた、本市の子育て環境や保護者ニーズの変化を的確に捉えた提案がなされており、市が求める施設機能を満たし、子育て支援の充実が期待できるものであった。 ・出生数の減少や核家族化の進行に伴う孤独な育児や、IT機器の普及に伴うネット情報を過信した子育ての影響など、現在の子育て環境におけるリスクを把握したうえで、当センターをプラットフォームに、子育ての当事者や支援者が顔の見えるつながりが持てるように交流や仲間づくりを中心に据えた企画が示されている。 ・自主事業として、浜松市子育て情報サイトぴっぴ活用講座の提案があり、子育て中の親や支援者に対して子育て情報サイトを身近に使ってもらえる機会の創出が促される。情報サイトと当センターの子育て情報発信業務の連携強化が期待される。 ・管理運営面では、現実的かつ適切な管理計画及び収支計画であるとともに、個人情報の適正管理や、災害・事故発生時の対応についても配慮した提案となっている。 <p>以上の点から指定管理者候補として適任であると認めるため選定した。</p>
-----------------	---

3 提案概要と評価内容

<p>提案概要</p>	<p style="text-align: center;">特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設運営方針に「官民がつながるリアルなプラットフォームの場」を掲げ、子育て情報の発信を通じて、利用者である子育て家庭を支援や交流の場に結びつける役割の充実を図る。 ②子育て環境の向上を図るために、子育て情報を当事者や支援者のみならず、広く市民や事業者に周知し、意識啓発につなげる。次世代の子育て当事者、支援者を育成する。 ③子育てに関する講習会については、情報提供型の開催ではなく、交流型のプログラム実施により、他施設で行われている子育て教室等との差別化を図る。 ④ファミリー・サポート・センター事業では、新規会員の登録に対する利便性向上のため、はままつスマート申請の活用を促す。 ⑤自主事業として、浜松市子育て情報サイトぴっぴ活用講座を実施し、子育て当事者や支援に従事している支援者を対象に、子育て情報サイトの利用促進を図る。
-------------	--

<p>提案金額</p>	<p>(令和 6 年度) 29,259,000 円 (令和 7 年度) 29,259,000 円 (令和 8 年度) 29,259,000 円 (令和 9 年度) 29,259,000 円 (令和 10 年度) 29,259,000 円 合計 <u>146,295,000 円</u></p>
<p>評価内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的・業務内容を理解するとともに、現在の子育て家庭の特徴や課題の認識がしっかりされており、解決へ向けた筋道が運営方針としてまとまっている。 ・提案者のこれまでの活動実績、経験を基に効果的で実現可能な事業提案を多く示されている。 ・官民で様々な子育て支援サービスがある中、当センターが担うべき機能を踏まえ、他機関で実施する事業との差別化を図った企画がなされている。 ・提案者が培ってきたネットワークを活用することで、事業内容の充実や効果的な情報発信が期待できるほか、自主事業において支援者向け講習の定期的な開催の提案がなされており、施設機能の向上が見込まれる。 ・管理運営面においても、これまで2期にわたり安定的に管理運営をしてきた実績を踏まえた、現実的かつ適切な管理計画及び収支計画が提案されており、個人情報 の適正管理や、災害・事故発生時の対応についても配慮されている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	応募者（評価対象者）	配点	得点
			特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴ
1	施設運営管理方針に関する項目 （合格点 5.5 点以上） 小計	10	8.5
	(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.5
	(2) 施設への効用が発揮されるものであること	5	4.0
2	事業提案（計画）に関する項目 （合格点 27.5 点以上） 小計	50	41.6
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	15	13.1
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	5	4.0
	(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	5	4.0
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	5	3.9
	(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	12	10.2
	(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	5	4.1
	(7) 平等利用（平等性）	3	2.3
3	指定管理者に関する項目 （合格点 8.25 点以上） 小計	15	12.9
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	4.1
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.5
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	4.3
4	活動拠点に関する項目 小計	5	4.6
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	4	4.0
	(2) 各種認定の有無	1	0.6
5	指定管理料に関する項目（1） （合計点 5.5 点以上） 小計	10	8.0
	収支計画の妥当性	10	8.0
6	指定管理料に関する項目（2） 小計	10	0.0
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			3.7
合 計			79.3

指定管理者の指定について（浜松市リハビリテーション病院）

(提案理由)

浜松市リハビリテーション病院の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区和合北一丁目 6 番 1 号

名 称：浜松市リハビリテーション病院

2 指定管理者

所在地：浜松市中区元城町 2 1 8 番地 2 6

名 称：社会福祉法人聖隷福祉事業団 理事長 青木 善治

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人聖隷福祉事業団

・設 立：昭和 17 年 8 月 27 日

・基本財産：708 億 6288 万 413 円

・設立目的：キリスト教精神に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

・事業内容：公益を目的とする事業

ア 医療施設の事業

イ 訪問リハビリテーションの事業

ウ 通所リハビリテーションの事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・社会福祉法人聖隷福祉事業団（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長 板倉 称 浜松市健康福祉部参与 副委員長 徳増 淳 浜松市健康福祉部次長 委員 平野 由利子 浜松市健康福祉部医療担当部長 委員 後藤 励 （第三者委員＝慶應義塾大学大学院教授） 委員 浅野 道雄 （第三者委員＝あさのクリニック 院長） 委員 坂田 妃佐恵（第三者委員＝坂田妃佐恵公認会計士事務所） (2) 審査日時 令和5年9月7日（木） 午後2時～午後3時30分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月7日（木）実施
(4) 選定理由	・候補者は、現在の指定管理者として専門的かつ質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、病院経営に確かな実績を有している。また、事業提案も優れており、地域リハビリテーション医療の中心的役割を担うための高い能力があると認められることから指定管理者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	社会福祉法人聖隷福祉事業団
提案概要	<p>① 安全で質の高い医療の提供</p> <p>ア リハビリテーション医療の充実</p> <p>イ 医療安全管理・感染制御体制の確立</p> <p>ウ 業務改善による質の向上</p> <p>エ 必要とする新規施設、設備、備品</p> <p>オ 第三者による病院機能評価の受審</p> <p>② 地域に求められるサービスの充実</p> <p>ア 特色ある医療体制の充実</p> <p>イ 地域へ繋ぐサービスの提供</p> <p>③ 人材育成と労働環境の整備</p> <p>ア 必要な人材の確保と定着</p> <p>イ 障がい者雇用の促進</p> <p>ウ 働きがいのある職場作り</p> <p>④ 安定した経営基盤の確立</p> <p>ア 年度予算の達成</p> <p>⑤ 地域における公益的な取組み</p> <p>ア 地域包括ケアシステムの主導</p> <p>イ 市民の期待に応える病院づくり</p> <p>ウ 地域との災害対策・防災教育の強化</p> <p>⑥ 環境への取組み</p>
提案金額	診療報酬に基づき算定される交付額
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的や求められる役割を理解し、過去 15 年間の指定管理施設の運営において、右肩上がりの収益を確保するなど、施設の効用を最大限発揮してきた実績を高く評価する。 ・これまでの長期間、コロナ禍にもかかわらず継続的にリハビリ医療を提供し、浜松市のみならず広域に国内有数の質の高い回復期医療を提供してきた点を評価する。 ・高い病床利用率の維持、質の高い医療の提供、特色ある取り組みなどについて指定管理者の創意工夫が十分に発揮されている。 ・今後 5 年間の需要や技術の変化に十分対応する実行可能な事業提案が具体的に示されており、現実的でありながら発展的であることを総合的に高く評価する。 ・言語聴覚士や看護師等の人材育成により、今後、言語療法の在宅支援にも力を入れて、収益確保につなげる取り組みが評価できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		社会福祉 法人聖隷 福祉事業 団
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.50 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.5
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.4
小 計	10	8.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 24.75 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	10	8.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置	8	6.4
(3) 適正な管理・モニタリング	6	5.0
(4) 安全管理・緊急時への対応	8	6.0
(5) 市民サービスの向上	5	4.1
(6) 環境・地域等への配慮	5	4.0
(7) 平等利用	3	2.3
小 計	45	36.6
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.0 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	7	6.5
(2) 施設の運営実績	7	6.5
(3) 団体の地域貢献	6	5.1
小 計	20	18.1
4 収支計画に関する項目（合格点 13.75 点以上）		
(1) 収支計画の妥当性	25	20.0
小 計	25	20.0
合 計	100	83.6

(第 150 号議案の説明資料)

観光・シティプロモーション課

指定管理者の指定について（浜松市国民宿舎奥浜名湖）

(提案理由)

浜松市国民宿舎奥浜名湖の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市北区細江町気賀 1 0 2 3 番地の 1

名 称：浜松市国民宿舎奥浜名湖

2 指定管理者

所在地：浜松市東区丸塚町 1 6 9 番地

名 称：ヤタロー・共同グループ

（代表者）浜松市東区丸塚町 1 6 9 番地

株式会社ヤタロー 代表取締役 中村 伸宏

（構成員）浜松市東区子安町 3 1 5 番地の 1 3

株式会社共同 代表取締役 有賀 公哉

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共施設の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる利用者サービスの拡充を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヤタロー</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和23年8月23日・資本金：1,200万円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①パン類及び洋菓子、和菓子の製造販売 ②飲食店営業 ③飲料水の販売 ほか
構成員	<u>株式会社共同</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和53年4月12日・資本金：1,000万円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①建築物清掃業 ②建築物空気環境測定業 ③建築物空気調和用ダクト清掃業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・ヤタロー・共同グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>北区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：堤 信弘（浜松市北区長）</p> <p>副委員長：豊田 周一（浜松市北区副区長兼区振興課長）</p> <p>委員：佐藤 卓（浜松市北区まちづくり推進課長）</p> <p>委員：山本 隆久（浜松市北区社会福祉課長）</p> <p>委員：竹下 一志（第三者委員＝元小学校長・民生・児童委員）</p> <p>委員：河村 壽子（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長）</p> <p>委員：吉武 久子（第三者委員＝施設利用者）</p> <p>委員：土屋 隆裕（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月7日（木）</p> <p>午後1時10分～午後3時45分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p>令和5年9月7日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ、現指定管理者であるヤタロー・共同グループ1者から応募があり、北区指定管理者選定会議で選定した。 ・当該施設を管理運営してきた実績と抱負な経験に基づき、施設の性格や設置目的等の基本方針を十分理解しており、利用者が安全・安心に利用できる提案がされた。 ・観光交流の拠点として、地域と連携した事業展開、地場食材を活用した食事の提供、さらに地域に貢献する自主事業など、地域活性化が期待できる。 ・施設の安定的かつ持続的な管理運営体制、適切な人員配置により、利用者にとって安全で快適な環境を提供することが期待できる。 ・以上の点を評価し、適切な管理運営が期待できることから指定管理者として選定した。

3 提案概要と評価内容

ヤタロー・共同グループ													
提案概要	<p>①観光交流の拠点として、設置目的を理解した事業（地域活性化・健康増進）展開の提案。</p> <p>②地場食材を活かした魅力ある料理を提供することによる地域経済及び地域振興に寄与する提案。</p> <p>③危機管理・指揮命令システムを重視し、施設及び利用者の安全確保に配慮した運営体制の提案。</p>												
提案金額	<p>指定管理料 0 円</p> <p>市への納付金</p> <table> <tr> <td>(令和 6 年度)</td> <td>10,627,000 円</td> </tr> <tr> <td>(令和 7 年度)</td> <td>11,127,000 円</td> </tr> <tr> <td>(令和 8 年度)</td> <td>11,791,500 円</td> </tr> <tr> <td>(令和 9 年度)</td> <td>12,152,000 円</td> </tr> <tr> <td>(令和 10 年度)</td> <td>12,802,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>58,499,500 円</u></td> </tr> </table>	(令和 6 年度)	10,627,000 円	(令和 7 年度)	11,127,000 円	(令和 8 年度)	11,791,500 円	(令和 9 年度)	12,152,000 円	(令和 10 年度)	12,802,000 円	合計	<u>58,499,500 円</u>
(令和 6 年度)	10,627,000 円												
(令和 7 年度)	11,127,000 円												
(令和 8 年度)	11,791,500 円												
(令和 9 年度)	12,152,000 円												
(令和 10 年度)	12,802,000 円												
合計	<u>58,499,500 円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や設置目的を十分理解した事業提案であり、類似施設運営の十分な実績や経験を活かした従業員配置、危機管理体制、施設維持管理体制が備わっていることが評価された。 ・観光交流の拠点として、地域の施設や各団体との連携、交流に積極的に取り組む姿勢、地産地消を推進し、流通コスト削減及び地域の活性化に配慮していることが評価された。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		ヤタロー・ 共同グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.2
小 計	10	8.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.05 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	4.0
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	10	8.1
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.7
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	6.4
(5) 市民サービスの向上	7	5.3
(6) 自主事業（独創性）	6	4.5
(7) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	6	4.3
(8) 平等利用（平等性）	3	2.1
小 計	51	39.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.25 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	4.3
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化・地域連携）	5	3.8
小 計	15	12.3
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.8
小 計	4	3.8
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.4
小 計	10	7.4
6 指定管理料に関する項目（2）指定管理者納付金		
$\frac{\text{（提案された納付金の率）} - \text{下限率（5.0\%）}}{\text{（市が想定している納付金の率の上限）} - \text{下限率（5.0\%）}} \times \text{配点}$ （納付金の率は5年間の平均とし、小数点第2位四捨五入）	10	0
小 計	10	0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.7
合 計	100	73.1

(第151号議案の説明資料)

農地整備課

指定管理者の指定について（浜松市農村環境改善センター）

(提案理由)

浜松市農村環境改善センターの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市西区伊左地町1320番地の1

名 称：浜松市農村環境改善センター

2 指定管理者

所在地：浜松市東区丸塚町169番地

名 称：浜松SK NKグループ

（代表者）浜松市東区丸塚町169番地

株式会社ヤタロー 代表取締役 中村 伸宏

（構成員）浜松市西区大山町339番地

浜松造園事業協同組合 代表理事 藤澤 一弘

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループ編成した目的

指定管理制度を開始した平成19年度から令和5年度までの期間において、株式会社ヤタロー、浜松造園事業協同組合の2者による共同事業体を編成している。

この間、株式会社ヤタローは施設の運営管理全般、浜松造園事業協同組合は造園等農業技術、それぞれの得意分野を生かした効率的な運営管理業務の実績をあげていることから、継続して構成員の実績、人材、経験を生かした管理運営を図るため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヤタロー</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和23年8月23日・基本財産：1,200万円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①パン類及び洋菓子・和菓子の製造販売 ②飲食店営業 ③飲料水の販売 ④労働者派遣事業 ⑤受託施設の運営・管理 ⑥前各号に附帯する一切の事業
構成員	<u>浜松造園事業協同組合</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和60年3月20日・資本金：815万円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①組合員のためにする造園緑化工事の共同発注及び斡旋並びに附帯する警備業務 ②組合員の取り扱う資材の共同購入 ③組合員相互の設備機器の賃貸斡旋事業 ④組合員の取り扱う造園緑化工事の共同検査 ⑤組合員のためにする各種保険の事務代行 ⑥中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務 ⑦組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 ⑧組合員の福利厚生に関する事業 ⑨前各号の事業に附帯する事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・浜松SK NKグループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>産業部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：清水 克 浜松市産業部農林水産担当部長 副委員長：鈴木 智久 浜松市産業部次長兼農地利用課長 委員：黒柳 健 浜松市農地整備課長 委員：木下 穰 浜松市農業振興課長 委員：村松 利子（第三者委員＝施設利用者） 委員：加茂 博子（第三者委員＝企業経営者） 委員：村上 昇市（第三者委員＝浜松市退職校長親和会会長） 委員：古田 豊 （第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時</p> <p>令和5年9月4日（月） 午前9時～10時</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月4日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者であるが、これまでの実績に加え、新たに地元自治会等地域と連携した取組により、地域活性化を提案するなど新たな試みが見受けられる。 ・他施設の指定管理者として得たネットワークや知識経験を活かした新たな事業提案がなされている。 ・農と食に関する新しい講座の提案により、利用者サービスの一層の向上が図られることが期待できる。 ・施設の老朽化が著しいが、安全性と快適性を考慮し、市との協議による改善に努めるとともに、野菜の展示販売や図書室の内容充実等で魅力ある施設づくりに努めており、今後の取組にも期待ができる。 ・これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

浜松SK NKグループ	
提案概要	<p>① 施設と市民の交流を通じて農業を核とした新事業を展開する。 ネットワークを活用した専門家による体験型講座の開催等</p> <p>② 市民が「食」と「農」をより身近に感じる新たな講座を実施する。 子ども向け料理教室の開催等</p> <p>③ 地元農産物の直売等と防災情報を発信するイベントを実施する。 伊左地マルシェ×防災学習の開催</p> <p>④ 図書室の充実を図る。 新しい図書の購入、絵本の読み聞かせの拡大等</p> <p>⑤ 地元野菜の展示販売を拡充する。</p> <p>⑥ 施設の安全と充実したサービス提供のための職員体制を継続配置する。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 16,852,000円</p> <p>(令和7年度) 15,852,000円</p> <p>(令和8年度) 15,777,000円</p> <p>(令和9年度) 15,777,000円</p> <p>(令和10年度) 15,822,000円</p> <p>合計 80,080,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績に加え、新たに地元自治会等地域と連携した取組により、地域活性化を提案するなど新たな試みが見受けられる。 ・ネットワークや知識経験を活かした新たな事業提案がなされている。 ・農と食に関する新しい講座の提案により、利用者サービスの一層の向上が図られることが期待できる。 ・安全性と快適性を考慮し、市との協議による改善に努めるとともに、野菜の展示販売や図書室の内容充実等で魅力ある施設づくりに努めており、今後の取組にも期待ができる。 ・地域の実情を知る適切な人材の確保など、安定的な管理を行う人的基盤が整っており、収支計画においても健全性が認められる。 ・安心安定した管理体制のもとに費用対効果が見込まれ、堅実性のある提案であると認められる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			浜松SK NK グループ
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.2
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.2
	小 計	10	8.4
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点 26.4 点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方	8	6.5
	(2) 施設の運営体制・職員の配置	8	6.2
	(3) 適正な管理・モニタリング	8	6.2
	(4) 安全管理・緊急時への対応	7	5.4
	(5) 市民サービスの向上	7	5.8
	(6) 環境・地域等への配慮	5	4.1
	(7) 平等利用	5	3.9
	小 計	48	38.1
3	指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力	7	5.6
	(2) 施設の運営実績	6	5.4
	(3) 団体の地域貢献	5	4.3
	小 計	18	15.3
4	指定管理者の活動に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
	(2) 各種認定等の有無	1	0.5
	小 計	4	3.5
5	指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
	収支計画の妥当性	10	7.6
	小 計	10	7.6
6	指定管理料に関する項目（2）		
	$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.0
	小 計	10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			3.6
合 計		100	76.5

指定管理者の指定について（四ツ池公園運動施設）

(提案理由)

四ツ池公園運動施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区上島六丁目 19 番 1 号

名 称：四ツ池公園運動施設

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 808 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会 会長 大坪 豊生

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市スポーツ協会

・設 立：昭和 55 年 3 月 26 日

・基本財産：331,692,036 円（令和 5 年 3 月 31 日現在）

・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与する。

・事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること

②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること

③競技力の向上に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市スポーツ協会（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当） (1)選定会議の構成 部 会 長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：鈴木 三男 浜松市市民部次長 委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長 委員：平田 隆 浜松市文化財課長 委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和5年9月5日（火） 午後2時05分～午後2時45分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月5日（火）実施
(4) 選定理由	公募したところ、1者からの応募があり、市民部指定管理者選定会議において審査した。 ・施設の設置目的を理解した運営方針が示され、また豊富な管理運営実績もあり、それらを活かした職員が配置された提案であり評価できる。 ・専門的な知識や経験に基づく具体的な施設整備に関する提案がなされていた。 ・収支計画に妥当性があった。 以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会を選定した。

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会	
提案概要	<p>①スポーツ施設管理士を配置し、施設を良好な状態に保つことでスポーツの場を提供する。</p> <p>②効率的な予防保全と中長期修繕計画を作成するとともに、保守点検日を確保し施設の長寿命化を図る。</p> <p>③施設の主目的である野球・陸上のほか、シニア層の体力維持・健康増進を目的とした健康教室等の幅広いニーズに対応し、市民が目的意識をもってスポーツを楽しむ環境づくりに努める。</p> <p>④当該施設を長期に渡り管理実績により築き上げた、野球や陸上競技団体との良好な関係性を活かした施設運営を行う。</p> <p>⑤浜松で活動するアスリートチームと連携し、新たな事業展開をすることでスポーツを通じた地域の活性化を図る。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 53,374,000円</p> <p>(令和7年度) 57,368,000円</p> <p>合計 <u>110,742,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性格や目的を理解した運営方針、業務目標が示され、また豊富な管理運営実績もあり、それらを活かした職員の配置が整った事業提案であった。 専門的な知識や経験に基づく、施設整備に関する具体的な事業提案がされていた。 独自に中長期修繕計画したり、保守点検日を新設し重点的に保守整備を実施したりするなど適正な管理に関する提案がされていた。 経営面において、自主事業の充実による利用者の増加及び安定した収支が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市スポーツ協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点3.3以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.1
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.1
小 計	6	4.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点28.6以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	9	6.2
(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.6
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.3
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	3.9
(5) 市民サービスの向上	10	6.7
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	3.3
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.2
(8) 平等利用	2	1.3
(9) 自主事業	5	3.3
小 計	52	34.8
3 指定管理者に関する項目（合格点9.9以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.0
(2) 施設の運営実績	6	4.3
(3) 団体の地域貢献	6	4.1
小 計	18	12.4
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	1.0
小 計	4	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5以上）		
収入計画の妥当性	10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0
現指定管理期間の実績に基づく加減点		0
合 計	100	62.7

(第 153 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について（古橋廣之進記念浜松市総合水泳場）

(提案理由)

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市西区篠原町 23982 番地の 1

名称：古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

2 指定管理者

所在地：東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号

名称：セントラルスポーツ株式会社 代表取締役 後藤 聖治

3 指定の期間

令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

セントラルスポーツ株式会社

・設立：昭和 45 年 5 月 13 日

・資本金：金 22 億 6117 万 100 円

・事業内容：①スポーツ施設及びカルチャー教室の経営及び経営コンサルタント

②スポーツ施設の企画、運営並びにその指導業務

③体育指導員の養成並びに派遣 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	セントラルスポーツ株式会社（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>部会長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長</p> <p>副部会長：鈴木 三男 浜松市市民部次長</p> <p>委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長</p> <p>委員：平田 隆 浜松市文化財課長</p> <p>委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長【欠席】</p> <p>委員：A（第三者委員＝運営面）【欠席】</p> <p>委員：B（第三者委員＝利用面）</p> <p>委員：C（第三者委員＝利用面）</p> <p>委員：D（第三者委員＝経営面）</p> <p>(2)審査日時 令和5年9月12日（火）</p> <p>午後1時10分～午後1時50分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p>令和5年9月12日（火）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・非公募であり、市民部指定管理者選定会議において審査した。 ・市の施策を十分に理解し、施設の設置目的に沿った運営方針が示され、達成に向けての具体的な施策とプログラムが評価された。 ・豊富な運営実績を有した質の高い従業員が配置されており、かつ研修体制が充実していることが評価された。 ・収支計画の妥当性があることが評価された。 <p>以上の点を評価し、セントラルスポーツ株式会社を選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

セントラルスポーツ株式会社	
提案概要	<p>①「様々な効用を持つ“水（アクア）”を活用した、「0歳から一生涯の“市民生活（ライフ）”」を支援し続ける、「拠点・舞台（ステージ）」の創造を目指す。</p> <p>②ハイレベルな大会の誘致・開催。アスリートの強化・育成を推進し、日本水泳の中心拠点としてのプレゼンスの確立と競技の発展を図る。</p> <p>③子供から高齢者まで誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場を提供する。</p> <p>④施設の現状の利用特性を把握しており、さらにニーズをくみ取り、運営に反映することで利用者の望む情報・サービスを迅速かつ的確に提供する。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 69,707,000円</p> <p>(令和6年度) 34,854,000円</p> <p>合計 <u>104,561,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策を十分に理解し、施設の設置目的に沿った運営方針が示され、達成に向けた具体的な施策とプログラムが提案されていた。 ・豊富な運営実績を有した質の高い従業員が配置されており、かつ研修体制が確立された提案がされており、評価できる。 ・地域社会への貢献として、施設利用者や地域住民を対象として心肺蘇生研修の実施や水難事故を想定した着衣水泳教室の実施など施設の特性を理解した提案がされており、評価できる。 ・幅広い年齢層の多様な利用ニーズに応えるための無料プログラムが多数展開されており、市民の健康増進に寄与することが期待される。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		セントラルスポーツ株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点3. 3点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.3
小 計	6	4.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点28. 6点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	9	7.3
(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.5
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.6
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.1
(5) 市民サービスの向上	10	7.6
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	3.2
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.8
(8) 平等利用	2	1.3
(9) 自主事業	5	3.6
小 計	52	38.0
3 指定管理者に関する項目（合格点9. 9点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.5
(2) 施設の運営実績	6	4.7
(3) 団体の地域貢献	6	4.1
小 計	18	13.3
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	0.3
(2) 各種認定等の有無	1	0.6
小 計	4	0.9
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5. 5点以上）		
収入計画の妥当性	10	7.6
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.3
現指定管理期間の実績に基づく加減点		0.0
合 計	100	64.7

(第 154 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について（遠州灘海浜公園（江之島地区））

(提案理由)

遠州灘海浜公園（江之島地区）の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市南区江之島町 1 1 9 7 番地

名 称：遠州灘海浜公園（江之島地区）

2 指定管理者

所在地：浜松市中区上島三丁目 2 7 番 1 2 号

名 称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

・設 立：昭和 48 年 3 月 3 1 日

・資 本 金：1 億円

・設立目的：公園緑地事業及び緑化に関する事業を通じて、市民等の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

・事業内容：①公園緑地等に関する受託事業

②緑化推進に関する事業

③公園緑地等の設置及び管理に関する事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部会長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：鈴木 三男 浜松市市民部次長 委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長 委員：平田 隆 浜松市文化財課長 委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長【欠席】 委員：A（第三者委員＝運営面）【欠席】 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和5年9月12日（火） 午後2時05分～午後2時45分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月12日（火）実施
(4) 選定理由	・地元競技団体や地元企業団体と連携した自主事業等の取り組みにより、幅広い層の市民利用が見込め、スポーツ振興に期待が持てる。 ・施設管理・運営において、安全・安心な運営体制及び維持管理体制が整っている事業者提案である。 以上の点を評価し、一般財団法人浜松公園緑地協会を指定管理者候補として認めた。

3 提案概要と評価内容

一般財団法人浜松公園緑地協会	
提案概要	<p>①ビーチコートとアーチェリー場の施設をより多くの方に知っていただくため、利用体験会などを行い、市民スポーツの振興に努める。</p> <p>②市内外からの合宿場所や練習場所としての利用促進を図る。</p> <p>③幼稚園児をはじめ小中学生や高校生による部活動利用等のほか、地域利用者の市民スポーツによる交流の場づくりや施設環境づくりを進める。</p> <p>④ビーチコートを活用した幼稚園等の砂浜体験や、近隣協働センターを利用する高齢者の介護予防トレーニング、ノルディック・ウォーク、砂地でのヨガなど、誰もがスポーツに親しめる幅広いプログラムを提供する。</p>
提案金額	(令和6年度) 7,100,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ビーチコートにおいて、ビーチスポーツ以外での利用計画の提案や休場日の施設開放により、施設利用率の向上に期待がもてる。 ・現江之島ビーチコートの指定管理者として、これまでの経験や実績を活かした提案がされており、適正かつ安定した施設運営ができると評価。 ・安定した人的基盤や財政的基盤があり、今まで培ってきた公園管理の運営実績やノウハウから、効果的な運営ができると評価。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		一般財団法人 浜松公園 緑地協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.1
(2) 施設が市の施策に沿ったものであること	3	2.1
小 計	6	4.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	9	6.9
(2) 施設の管理体制・職員の配置	5	3.3
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.2
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.1
(5) 市民サービスの向上	10	7.2
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	3.3
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.3
(8) 平等利用	2	1.3
(9) 自主事業	5	3.3
小 計	52	35.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	3.9
(2) 施設の運営実績	6	4.1
(3) 団体の地域貢献	6	4.2
小 計	18	12.2
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.6
小 計	4	3.6
5 指定管理料に関する項目(1)（合格点 5.5 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.2
小 計	10	7.2
6 指定管理料に関する項目(2)		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0
小 計	10	0
合 計	100	63.1

(第 155 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について（花川運動公園）

(提案理由)

花川運動公園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区西丘町 7 2 4 番地

名 称：花川運動公園

2 指定管理者

所在地：浜松市中区高林一丁目 1 番 2 9 号

ぶち蔵高林 2 0 7

名 称：株式会社協栄 浜松支店 支店長 岩崎 香

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社協栄

- ・設 立：昭和 39 年 5 月 1 日
- ・資 本 金：金 9, 7 5 0 万円
- ・事業内容：①総合ビルメンテナンス業務
②建築物環境衛生管理業務
③ビル設備総合管理業務
④保安警備業務並びに防災業務
⑤電気工事の設計施工及び監理並びに電気設備機器の販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 株式会社協栄 浜松支店（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>部会長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：鈴木 三男 浜松市市民部次長 委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長 委員：平田 隆 浜松市文化財課長 委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面）</p> <p>(2) 審査日時 令和5年9月5日（火） 午後1時10分～午後1時50分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月5日（火）実施</p>
(4) 選定理由	<p>公募したところ、1者からの応募があり、市民部指定管理者選定会議において審査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の数値目標を明確に示しつつ、実現に向けた具体的な提案や考え方が評価された。 ・国際大会の誘致など競技団体や地元企業と連携した施設運営が評価された。 ・収支計画の妥当性があることが評価された。 <p>以上の点を評価し、株式会社協栄浜松支店を選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

株式会社協栄 浜松支店	
提案概要	<p>①施設の現状と課題を客観的に分析し、利用者数増加を目的とした事業展開を図る。</p> <p>②多様化する利用者ニーズを反映した、施設の利用者満足度を高める市民サービスを提供する。</p> <p>③障がい者テニスと一般テニスを組み合わせたイベントなどを企画し、インクルーシブスポーツの振興を促進する。</p> <p>④地元企業者スポーツ競技団体と連携して、国際大会や各種大会を開催することで、スポーツの振興や地域活性化に貢献する。</p>
提案金額	<p>(令和6年度) 12,903,000円</p> <p>(令和7年度) 12,903,000円</p> <p>(令和8年度) 12,903,000円</p> <p>(令和9年度) 12,903,000円</p> <p>(令和10年度) 12,903,000円</p> <p>合 計 <u>64,515,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性格や目的を理解した基本方針が示され、また職員が施設管理と自主事業の指導ができるマルチスキル化を図り、効率的な人員配置による施設運営が期待される。 施設の数値目標を明確に示しつつ、地元スポーツ競技団体や地元企業と連携した国際大会や競技力向上など実現に向けた提案や考え方を具体的に示した事業提案がなされていた。 緊急事態に備えた訓練や研修を実施するとともに、盗撮などの近年増加傾向にある犯罪への適切な予防策に期待される。 経営面において、自主事業の充実による利用者の増加及び安定した収支が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		株式会社協栄 浜松支店
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点3. 3点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.2
小 計	6	4.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点28. 6点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	9	7.4
(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.7
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.4
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.4
(5) 市民サービスの向上	10	8.2
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5	3.3
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.4
(8) 平等利用	2	1.2
(9) 自主事業	5	3.8
小 計	52	38.8
3 指定管理者に関する項目（合格点9. 9点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.3
(2) 施設の運営実績	6	4.7
(3) 団体の地域貢献	6	4.4
小 計	18	13.4
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	1.2
(2) 各種認定等の有無	1	1.0
小 計	4	2.2
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5. 5点以上）		
収入計画の妥当性	10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.2
現指定管理期間の実績に基づく加減点		0.0
合 計	100	66.4

指定管理者の指定について（美蘭中央公園ほか2施設）

(提案理由)

美蘭中央公園ほか2施設の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市浜北区西美蘭733番地	美蘭中央公園
浜松市浜北区中瀬4486番地の1	中瀬南部緑地
浜松市浜北区中瀬4486番地の1	浜松市中瀬南部緑地会館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区上島三丁目27番12号

名称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

- ・設立：昭和48年3月31日
- ・基本財産：1億円（令和5年3月31日現在）
- ・設立目的：公園緑地事業等及び緑化に関する事業を通して、市民の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与するため。
- ・事業内容：
 - ①公園緑地等に関する受託事業
 - ②緑化推進に関する事業
 - ③公園緑地等の設置及び管理に関する事業
 - ④墓園・墓地・納骨堂の管理に関する事業
 - ⑤緑の普及啓発事業
 - ⑥静岡県グリーンバンク窓口事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：中村 浩一 浜松市都市整備部花みどり担当部長 副委員長：刑部 晶彦 浜松市都市整備部次長 委員：廣野 浩之 浜松市緑政課長 委員：高林 繁 浜松市公園管理事務所長 委員：鄭 玉姫（第三者委員＝大学准教授） 委員：大村 美智代（第三者委員＝一般社団法人代表理事） 委員：加藤 一正（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員） 委員：金原 俊輔（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和5年9月1日（金） 13時30分～16時00分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月1日（金）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも本施設の維持管理を安全に行ってきた実績がある。また、公園管理運営士や樹木医を始めとする、一級造園施工管理技士などの有資格者の配置により、今後も堅実な維持管理の実現が見込まれる。 ・指定管理者として培った実績やノウハウの活用に加え、提案のあった自主事業の実施により、地域住民との連携強化に伴う本施設の更なる活性化が期待される。 ・他の公園にはない設備を活用した新たな取組や、世代の異なる利用者同士の交流を促進する運営が期待される。 <p>以上により、一般財団法人浜松公園緑地協会を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

一般財団法人浜松公園緑地協会	
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を拠点とした魅力あるまちづくりを基本方針とし、「家族や仲間ですぐに休日を過ごす場として緑に癒される快適な空間の提供」、「子供達が地域に見守られ安心して育てられる公園の提供」、「健康のために行う生涯スポーツの場の提供」、「地域の仲間が協力して公園運営に関わり、地域の仲間が集う公園の提供」の4つのテーマの実現のための取り組みを行う。 ・公園緑地の管理及び指定管理実績を活かした堅実な管理運営を行う。 ・公園管理において市民協働を推進するための事業を行う。 ・責任者に有資格者を配置する。 ・地域の交流や活性化に寄与するものを中心に豊富な自主事業を実施する。
提案金額	(令和6年度) 21,534,000円 (令和7年度) 21,534,000円 (令和8年度) 21,534,000円 (令和9年度) 21,534,000円 (令和10年度) 21,534,000円 合計：107,670,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体として公園緑地の管理及び指定管理実績を活かした堅実な管理運営を行うための物的・財政的能力を有している点を評価した。 ・地域の方が協力して公園運営に関わり、地域の要望を事業に反映するための仕組み作りを地域の有志と共に行うなど、公園管理における市民協働の推進において、具体的で実現が期待できる提案を評価した。 ・管理責任者に公園管理運営士及び一級造園施工管理技士の有資格者を配置し、計画的且つ効率的な公園管理体制の提案を評価した。 ・地域の交流や活性化に寄与するものを中心に公園を拠点とした魅力あるまちづくりを目的とする自主事業の提案を評価した。 ・市内に事業拠点を有している。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）		一般財団法人浜松公園緑地協会	
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点5.5点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	5.0	3.4
	(2) 施設への効用が発揮されるものであること	5.0	3.2
	小 計	10.0	6.6
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方	8.0	5.3
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8.0	5.6
	(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	8.0	5.5
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8.0	5.6
	(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8.0	5.5
	(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	5.0	3.5
	(7) 平等利用（平等性）	4.0	2.8
	小 計	49.0	33.8
3	指定管理者に関する項目（合格点9.4点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3.0	2.2
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6.0	4.5
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8.0	5.9
	小 計	17.0	12.6
4	指定管理者の活動に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3.0	3.0
	(2) 各種認定等の有無	1.0	0.6
	小 計	4.0	3.6
5	指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）		
	(1) 収入計画の妥当性	5.0	3.1
	(2) 支出計画の妥当性	5.0	3.3
	小 計	10.0	6.4
6	指定管理料に関する項目（2）		
	$\frac{\text{最低提案額（千円）}}{\text{提案額（千円）}} \times \text{配点}$	10.0	10.0
	小 計	10.0	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.8
合 計		100.0	74.8

指定管理者の指定について（万葉の森公園）

(提案理由)

万葉の森公園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市浜北区平口 5 0 5 1 番地の 1

名 称：万葉の森公園

2 指定管理者

所在地：浜松市中区上島三丁目 2 7 番 1 2 号

名 称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

- ・設 立：昭和 48 年 3 月 31 日
- ・基本財産：1 億円（令和 5 年 3 月 31 日現在）
- ・設立目的：公園緑地事業等及び緑化に関する事業を通して、市民の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与するため。
- ・事業内容：
 - ①公園緑地等に関する受託事業
 - ②緑化推進に関する事業
 - ③公園緑地等の設置及び管理に関する事業
 - ④墓園・墓地・納骨堂の管理に関する事業
 - ⑤緑の普及啓発事業
 - ⑥静岡県グリーンバンク窓口事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	<p>浜北区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：中村公彦 浜松市浜北区長</p> <p>副委員長：金原由直 浜松市浜北区副区長</p> <p>委員：山本佳弘 浜松市浜北区まちづくり推進課長</p> <p>委員：A（第三者委員＝運営面）</p> <p>委員：B（第三者委員＝利用面）</p> <p>委員：C（第三者委員＝経営面）</p> <p>(2) 審査日時 令和5年9月6日（水）</p> <p>午後1時30分～午後3時30分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション）</p> <p>令和5年9月6日（水）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や目的を理解した基本方針及び事業提案であり、提案内容が市の施策に沿った内容であった。 ・事業提案のなかでは、安全管理・緊急時への対応に関する項目が優れており、環境・地域等への配慮に関する提案も優れた内容であった。 ・団体の財政的能力も高く、運営実績も十分にあり、各種関係団体や地域住民との連携や交流等に取り組むなど、団体としての能力の高さが見受けられた。 ・これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

一般財団法人浜松公園緑地協会	
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・万葉時代の人々が見ていたであろう景色を作り出し、魅力的な展示を工夫していくなど、充実した「万葉植物園」への取り組みを行う。 ・万葉文化の発信拠点としての施設の有効活用を進めていくために、万葉資料館、万葉亭、伎倍の工房などの各施設の持つ機能を十分に引出し、万葉植物・万葉文化についての学びや情報発信拠点として活用する。 ・ホームページや SNS を活用し、公園内で見ることのできる万葉植物の紹介や開花情報等リアルタイムな情報を発信していく。 ・万葉の健康食とエコロジーを体験できる希少な場として、万葉食の提供を行う。 ・公園内で発生した間引き苗や剪定枝などを有効利用し、体験講座での利用者サービスに繋げていく。
提案金額	(令和 6 年度) 19,276,000 円 (令和 7 年度) 19,276,000 円 (令和 8 年度) 19,276,000 円 (令和 9 年度) 19,276,000 円 (令和 10 年度) 19,276,000 円 合計 <u>96,380,000 円</u>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、提案していただいた基本テーマである「また、万葉の森公園へ行こう」に向けた 3 つの方針に基づく取り組みに期待が持てる。 ・万葉の森公園は、非常にポテンシャルの高い公園であり、公園の魅力を広く発信するためにホームページの活用その他 SNS による情報発信等を積極的に取り組んでいく姿勢を評価した。 ・団体の物的・財政的能力の高さ、万葉の森公園を含めた公園施設管理の実績・経験の豊かさ、地域貢献への取り組みが多い点も評価した。 ・今後の検討課題として、万葉の森公園のリピーター確保が挙げられる。 「万葉」というキーワードによる繋がりを用いた誘致活動、また園内施設においては、来園者の主力となる高齢者世代に向けた音声ガイド案内の導入、その他来園者の増加に繋がる広報活動の充実などを積極的に行っていただくことを期待する。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		一般財団法人 浜松公園 緑地協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.0
小計	8	6.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点26.4点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	9	5.9
(2) 施設の運営体制・職員の配置	6	4.2
(3) 適正な管理・モニタリング	6	3.9
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.5
(5) 市民サービスの向上（自主事業含む）	9	5.7
(6) 環境・地域等への配慮	6	4.4
(7) 平等利用	6	4.1
小計	48	32.7
3 指定管理者に関する項目（合格点8.25点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	5	4.4
(2) 施設の運営実績	5	4.0
(3) 団体の地域貢献	5	3.7
小計	15	12.1
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.6
小計	4	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）		
収支計画の妥当性	10	6.5
小計	10	6.5
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0
小計	15	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		△1.5
合計	100	59.6

指定管理者の指定について（浜松市春野ふれあい公園）

(提案理由)

浜松市春野ふれあい公園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区春野町領家 1 4 5 番地の 1

名 称：浜松市春野ふれあい公園

2 指定管理者

所在地：浜松市中区上島三丁目 2 7 番 1 2 号

名 称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

- ・設 立：昭和 48 年 3 月 31 日
- ・基本財産：1 億円（令和 5 年 3 月 31 日現在）
- ・設立目的：公園緑地事業等及び緑化に関する事業を通して、市民の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与するため。
- ・事業内容：
 - ①公園緑地等に関する受託事業
 - ②緑化推進に関する事業
 - ③公園緑地等の設置及び管理に関する事業
 - ④墓園・墓地・納骨堂の管理に関する事業
 - ⑤緑の普及啓発事業
 - ⑥静岡県グリーンバンク窓口事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：中村 浩一 浜松市都市整備部花みどり担当部長 副委員長：刑部 晶彦 浜松市都市整備部次長 委員：廣野 浩之 浜松市緑政課長 委員：高林 繁 浜松市公園管理事務所長 委員：鄭 玉姫（第三者委員＝大学准教授） 委員：大村 美智代（第三者委員＝一般社団法人代表理事） 委員：加藤 一正（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員） 委員：金原 俊輔（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和5年9月1日（金） 13時30分～16時00分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月1日（金）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで長期にわたり本施設の維持管理を行ってきた実績がある。また、公園管理運営士や樹木医を始めとする、一級造園施工管理技士などの有資格者の配置により、今後も堅実な維持管理の実現が見込まれる。 ・春野町の豊かな自然や立地、他の公園にはない設備等、本施設の特長を活用した自主事業の提案があり、都市部と山間部における地域間交流の更なる促進が期待される。 ・指定管理者として培った実績に加え、浜松市みどりの人財支援プロジェクト等、本市の関連施策と連携した新たな取組の展開により、今の時代に即した本施設の活性化が期待される。 <p>以上により、一般財団法人浜松公園緑地協会を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

一般財団法人浜松公園緑地協会	
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「休日は春野に遊びに行こう！」を基本方針とし、スポーツ、アウトドア、リフレッシュ、リラックスの観点から公園が魅力ある施設として多くの方に利用されるための取り組みを行う。 ・公園緑地の管理及び指定管理実績を活かした堅実な管理運営を行う。 ・責任者に有資格者を配置する。 ・公園の特性を活かした自主事業を実施する。
提案金額	(令和6年度) 19,248,000円 (令和7年度) 19,248,000円 (令和8年度) 19,248,000円 (令和9年度) 19,248,000円 (令和10年度) 19,248,000円 合計：96,240,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、提案していただいた基本テーマである「休日は春野へ遊びに行こう！」に向けた3つの方針に基づく取り組みに期待が持てる。 ・現指定管理者であり、これまでの経験と実績を活かし、利用者サービスや自主事業など今以上に管理を充実させるための事業展開の提案を評価した。 ・団体として公園緑地のほか多くの施設の指定管理者としての実績を活かした堅実な管理運営を行うための物的・財政的能力を有している点を評価した。 ・管理責任者に公園管理運営士及び一級造園施工管理技士の有資格者を配置し、計画的且つ効率的な公園管理体制の提案を評価した。 ・春野の自然や文化を満喫しながら癒しスポット体験を紹介するなど公園を拠点とした春野町の活性化を目的とする自主事業の提案を評価した。 ・市内に事業拠点を有している。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）		一般財団法人浜松公園緑地協会	
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点5.5点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	5.0	3.5
	(2) 施設への効用が発揮されるものであること	5.0	3.2
	小 計	10.0	6.7
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方	8.0	5.3
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8.0	5.6
	(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	8.0	5.3
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8.0	5.5
	(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8.0	5.5
	(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	5.0	3.6
	(7) 平等利用（平等性）	4.0	2.7
	小 計	49.0	33.5
3	指定管理者に関する項目（合格点9.4点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3.0	2.1
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6.0	4.7
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8.0	5.9
	小 計	17.0	12.7
4	指定管理者の活動に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3.0	3.0
	(2) 各種認定等の有無	1.0	0.6
	小 計	4.0	3.6
5	指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）		
	(1) 収入計画の妥当性	5.0	3.0
	(2) 支出計画の妥当性	5.0	2.9
	小 計	10.0	5.9
6	指定管理料に関する項目（2）		
	$\frac{\text{最低提案額（千円）}}{\text{提案額（千円）}} \times \text{配点}$	10.0	10.0
	小 計	10.0	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.8
合 計		100.0	74.2

指定管理者の指定について（浜松市立細江図書館ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市立細江図書館ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市北区細江町気賀 4 5 7 9 番地の 1	浜松市立細江図書館
浜松市北区引佐町井伊谷 6 1 0 番地の 2	浜松市立引佐図書館
浜松市北区三ヶ日町宇志 7 9 9 番地の 1	浜松市立三ヶ日図書館

2 指定管理者

所在地：東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

名 称：TRC・遠鉄アシスト共同事業体

（代表者）東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子

（構成員）浜松市東区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0

遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 矢田 央生

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

全国で図書館運営の実績がある代表企業と、市内での指定管理、施設管理の実績がある市内企業が共同事業体となり、地域に根付いた図書館の機能を最大限に発揮するため、それぞれの専門分野で協力し、浜松市や市民、地域社会に貢献することを目的とする。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社図書館流通センター</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和54年12月20日・ 資 本 金：2億6,605万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①書籍及び雑誌の販売 ②書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売 ③図書館管理運営業務の受託及び代行業 ほか
構成員	<u>遠鉄アシスト株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成11年7月21日・ 資 本 金：4,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①自動車の運転並びに保守管理 ②建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負 ③労働者派遣事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ T R C ・ 遠鉄アシスト共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部 会 長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：鈴木 三男 浜松市市民部次長 委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長 委員：平田 隆 浜松市文化財課長 委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和5年9月14日（木） 午後1時～午後3時30分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和5年9月14日（木）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で多くの公共図書館の管理運営実績がある図書館専門企業と、浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な市内企業による共同事業体として、各館の施設の特性を活かした効果的な管理運営と効率的な経費の運用が提案されている。 ・ 代表企業は、市内10図書館の指定管理者としての実績がある。各地域の特性・魅力を捉えた企画や、受託図書館間での連携事業など、実績を活かした提案や市の政策に沿った先進的な提案がなされており、地域振興に尽くし、浜松市図書館ビジョン実現のための更なるサービスの向上が期待できる。 ・ 構成企業は施設管理の専門事業者として、これまで培った指定管理者の経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理と併せ、地域実情にも精通していることから施設管理において効率的かつ迅速な対応が期待できる。また、社会貢献活動の一環として「健康経営優良法人（経済産業省）」の認定を取得している。 ・ その他の項目についても、共同事業体の特性を活かし、適正な管理運営を実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

TRC・遠鉄アシスト共同事業体	
提案概要	<p>①全国規模で多くの公共図書館を管理運営している代表企業と、浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な地元企業との共同事業体により、図書館のみならず地域社会に貢献する。</p> <p>②実績と経験を活かし、また各種研修、資格取得のための充実したサポート体制により人材育成に努めることで、安定した図書館サービスを提供する。</p> <p>③ICTを活用し、浜松市のデジタル・スマートシティの推進に寄与する。</p> <p>④各世代に応じた講座、教室の開催や展示を実施し、地域住民の学習活動を支援する。</p> <p>⑤地元住民や団体と連携した講座等を実施し、また地域の特性、魅力を情報発信することで来館者増加を図る。</p> <p>⑥高齢者の方や障がいがある方など、それぞれの事情や特性に合わせたサービスを提供する。</p>
提案金額	<p>(令和 6年度) 128,500,000円</p> <p>(令和 7年度) 128,500,000円</p> <p>(令和 8年度) 128,500,000円</p> <p>(令和 9年度) 128,500,000円</p> <p>(令和10年度) 128,500,000円</p> <p>合計 <u>642,500,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模で多くの公共図書館を管理運営している代表企業と、浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験がある地元企業との共同事業体として、施設の運営実績や地域社会に貢献する取り組みが提案されている。 ・浜松市図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 ・地区図書館として、地域住民の生涯学習ニーズに応える先進的な提案がなされている。 ・地域の特性を活かし、情報発信を市外へも発展させ、地域活性化につながる事業展開が提案されている。 ・利用者の多様性に配慮したサービスの提案がなされている。 ・スタッフが長期安定的に勤務できる体制が充実しており、安心して働ける環境がモチベーションやスキルを高め、利用者サービスの向上にもつながることが期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			TRC・遠鉄アシスト共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）			
(1)	施設の性格や目的の理解	3	2.3
(2)	提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.2
小 計		6	4.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）			
(1)	事業の具体的取組み方	9	7.2
(2)	施設の運営体制・職員の配置	5	3.6
(3)	適正な管理・モニタリング	5	3.3
(4)	安全管理・緊急時への対応	6	3.9
(5)	市民サービスの向上	15	11.3
(6)	環境への配慮	5	3.1
(7)	地域等への配慮	3	2.0
(8)	平等利用	4	2.3
小 計		52	36.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）			
(1)	団体の物的・財政的能力	6	4.3
(2)	施設の運営実績	6	4.6
(3)	団体の地域貢献	6	4.2
小 計		18	13.1
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1)	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	2.6
(2)	各種認定等の有無	1	0.3
小 計		4	2.9
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.3
小 計		10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
上限額 - 提案額 × 配点		10	1.5
上限額 - 下限額			
小 計		10	1.5
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	67.6